

みなさまの笑顔と安心の暮らしを応援する。

平成27年 ディスクロージャー

DISCLOSURE 2015



石巻商工信用組合

ごあいさつ

平素は、石巻商工信用組合に格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

ここに、当組合の現況(平成26年度第60期)を本誌にとりまとめ致しましたので、ご理解を深めていただくための資料として、ご高覧賜りたいと存じます。

平成26年度は、組合員をはじめ地域の皆さま、並びに当地域の復興と再生を最優先に考え、復興支援融資の取組み並びに復興相談業務の充実、地域密着型金融の推進を積極的に行って参りました。

平成27年度は、引き続き組合員をはじめ地域の皆さま、並びに当地域の復興と再生に全力で取組み、お客様重視の経営として、コンサルティング機能を発揮した質の高い金融サービスを提供するとともに、強固な経営基盤づくりを行って参る所存でございます。

今後とも、地元協同組織金融機関として皆さまのお役にたち、信頼・支持され続けるよう、役職員一同全力で活動して参りますので、より一層のご愛顧、ご支援を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

石巻商工信用組合
理事長/木村 繁

当組合のあゆみ(沿革)

- 昭和30年 9月 / 石巻商工信用組合創業
- 昭和32年10月 / 飯野川支店開設
- 昭和34年 7月 / 前谷地支店開設
- 昭和38年10月 / 松島支店開設
- 昭和48年10月 / 豊里支店開設
- 昭和50年 7月 / 湊支店開設
- 昭和53年 5月 / 矢本支店開設
- 昭和55年 4月 / 登米支店開設
- 昭和57年 4月 / 蛇田支店開設
- 昭和59年 8月 / 全銀データ通信システム加盟
- 昭和61年11月 / 中里支店開設
- 昭和63年 5月 / 大街道支店開設
- 平成 2年 7月 / 都市銀行、地方銀行等とのCDオンライン提携実施
- 平成 5年 9月 / 日本銀行歳入復代理店復託業務取扱いの許諾を受ける
- 平成 6年 3月 / 証券業務取扱いの認可を受ける
- 平成13年 4月 / 渡波支店開設
- 平成23年 3月 / 東日本大震災により被災
- 平成23年 4月 / 本店・本部は中里支店内、湊支店は渡波支店内にて営業再開
- 平成27年 5月 / 第6次オンラインシステムスタート
- 平成27年 7月 / 新本部・蛇田支店、移転新築オープン

事業方針

経営理念

創造 ・ 奉仕 ・ 共存

経営方針

石巻商工信用組合は、地域の皆さまとのふれあいを大切に、金融・情報・相談サービスを通じて、豊かでゆとりある暮らしをともに考え、地域社会の発展に貢献します。

行動基準

感謝 私たちは、常に感謝の気持ちを持って、いつでも笑顔でおお客様の声にこたえます。

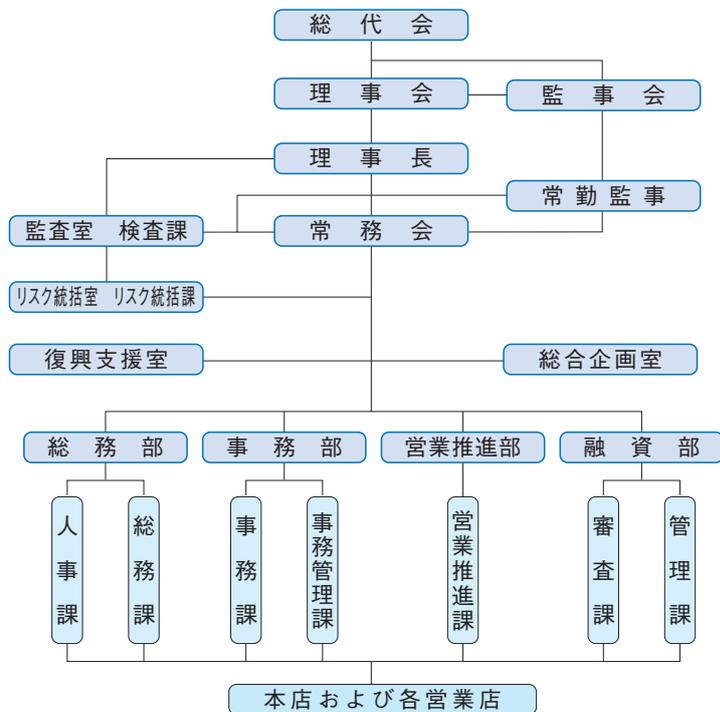
創意 私たちは、お客様との対話を大切に、常に有用な情報の提供と活用に取り組みます。

向上 私たちは、自分の仕事に誇りと自信を持ち、常に自身自身の成長に努めます。

信頼 私たちは、仕事を通じて、お客様の信頼にこたえ続けます。

共栄 私たちは、お客様の豊かでゆとりある暮らしと、地域社会の発展に貢献することにより、共存共栄を目指します。

事業の組織



役員一覧(理事及び監事の氏名・役職名)

(平成27年6月22日現在)

- | | |
|-------------|-------------|
| 理事長/木村 繁 | 理事/近江 恵一(※) |
| 常務理事/亀山 昭一 | 理事/松本 賢(※) |
| 常務理事/丹野 清一 | 理事/佐藤幸太郎(※) |
| 常務理事/梶谷 啓二 | 常勤監事/美濃 徹 |
| 常勤理事/佐藤 友章 | 員外監事/植松 博史 |
| 理事/阿部 達男(※) | |

(注)当組合は、職員出身者以外の理事(※印)の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めております。

会計監査人の氏名又は名称

(平成27年3月末現在)

新日本有限責任監査法人

平成26年度 経営環境・事業概況

平成26年度の当地域環境は、東日本大震災からの復興が進んできているものの、被災された方々の多くは未だ仮設住宅での生活を余儀なくされており、事業者の方々も業況が震災前の水準に戻らず経営の再生に苦慮されておられるなど、復興・再生には未だ多くの課題を抱えているのが実情と思われます。

また、国内経済は、アベノミクスの各施策が引き続き押し進められ、円安・株高の進行に伴い、輸出産業を中心とした大手企業の業績が軒並み回復しましたが、円安の進行による原材料費等の上昇を通じて中小企業等の景況感は低下し、依然として景気回復を実感するに至っていない状況にあります。

このような状況の下、当組合では引き続き復興支援活動に取組み、震災復興関連融資の推進、事業再建に向けたコンサルティング活動等を積極的に行って参りました。

また、収支面におきましては、震災復興関連融資の低金利融資を積極的に取組み、貸出金利息収入が減少しましたが、お客様の復興・再生に伴い、震災に関する貸倒引当金の一部で取崩しが発生したこと等により、当期純利益4億74百万円を計上しました。

さらに、自己資本比率につきましても、依然として国内基準の4%を大きく上回る14.33%となり、安定した財務基盤を確保しております。

組合員の推移

(単位:人)

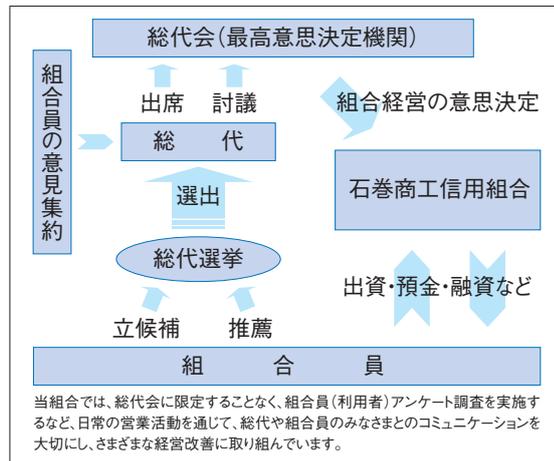
区分	平成25年度末	平成26年度末
個人	19,898	19,752
法人	2,168	2,207
合計	22,066	21,959

総代会について

総代会の仕組みと機能

信用組合は、組合員同士の『相互扶助』の精神を基本理念に、組合員一人一人の意見を尊重し、金融活動を通じて経済的地位の向上を図ることを目的とした協同組織の金融機関です。その意見は出資口数に関係なく、一人一票の議決権を持ち、総会を通じて組合の経営に反映することとなります。

しかしながら、当組合の組合員数は21,959名(平成27年3月末現在)と多数のため、総会の開催は事実上不可能なことから、組合員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

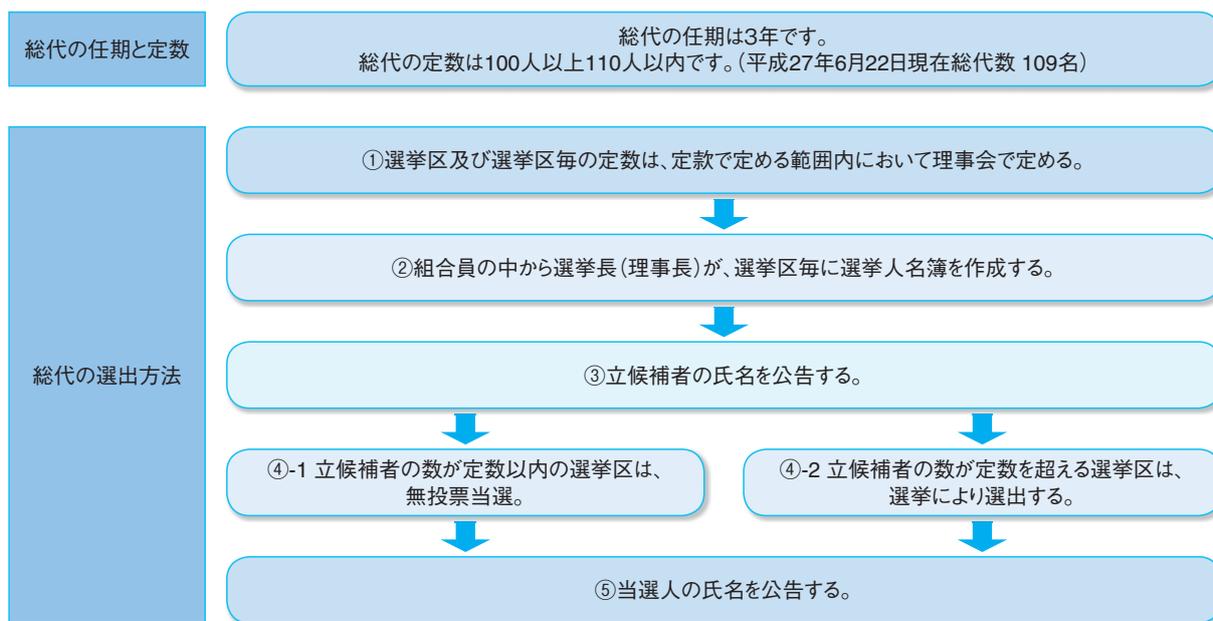


総代の役割

総代は、組合員一人一人の意見を適正に反映できるよう組合員の中から選任され、定款の変更、決算の承認、理事・監事の選任等の重要事項を決議する重要な役割を担っております。

総代の任期と定数および選出方法

総代の任期は3年となっており、定数については定款により「100人以上110人以内」と定められております。また、総代の選出方法および地区別等については「総代選挙規約」に定められております。



総代地区懇談会の開催

ガバナンスの機能強化に向けた一環として、平成19年11月より総代地区懇談会を毎年開催し、当組合の経営状況や経営計画等についての詳細なご説明をさせていただいております。

平成26年度においても2日間開催し、当組合の仮決算概況、震災復興支援の取組み、コンサルティング機能の発揮による支援活動、当組合復旧の取組み等についてご説明するとともに、各総代よりは利用者側に立った視点でのご意見をいただいております。



■第60期定時総代会の報告

第60期通常総代会が、平成27年6月22日午後3時より、当組合新本部で開催されました。当日は総代109名のうち、出席104名(うち、書面議決書による出席21名)のもと、全議案が可決・承認されました。

(1)報告事項

第60期(平成26年4月1日から平成27年3月31日まで)事業報告並びに貸借対照表及び損益計算書報告の件

(2)決議事項

- 第1号議案 第60期剰余金処分案承認の件
・満場異議なく、原案どおり承認されました。
- 第2号議案 第61期事業計画および収支予算案承認の件
・満場異議なく、原案どおり承認されました。
- 第3号議案 組合員の法定脱退に関する件
・満場異議なく、原案どおり可決・承認されました。
- 第4号議案 「総代選挙規定」の改定に関する件
・満場異議なく、原案どおり可決・承認されました。
- 第5号議案 「定款」の一部変更に関する件
・満場異議なく、原案どおり可決・承認されました。
- 第6号議案 「役員選挙規約」の改定に関する件
・満場異議なく、原案どおり可決・承認されました。



■総代のご紹介

(平成27年6月22日現在 109名)

選挙区	総代数	総代氏名						
		(敬称略・五十音順)						
第1区	本店	23名	阿部一喜代 ⑨ 石巻ガス(株) ⑩ 大森 祥市 ⑦ 近藤 良一 ⑩ 福村 健 ⑧	阿部 幸一 ① 石森 義信 ⑤ 尾形 和昭 ⑦ 白出 征三 ⑧ 森岡 茂 ⑩	阿部 真也 ① 板橋 一男 ⑧ 尾形 清雄 ② 鈴木 啓三 ⑩ 渡辺 紀一 ③	阿部 達男 ⑩ 近江 恵一 ⑤ 幸田 一男 ⑦ 鈴木 隆男 ①	栗野 勝義 ⑩ 大野 晃 ⑦ 小松 信雄 ⑩ 蛭田 仁 ⑩	
	中里支店	8名	阿部 博昭 ② 武田 幸一 ⑤	阿部 正美 ③ 宮本 正隆 ⑩	久我 成道 ⑦ 和田 純大 ②	佐藤 吉則 ⑥	高橋 宏治 ②	
	湊支店	10名	相沢恵二郎 ① 及川 幸八 ⑦	浅野 亨 ④ 木村 克也 ②	阿部 貞夫 ⑦ 千田 敬寿 ①	石川 佳洋 ② 布施 三郎 ④	石巻魚市場(株) ⑩ 渡邊 隆徳 ①	
	蛇田支店	7名	阿部 晃 ② 高橋 忠男 ②	伊藤 昇市 ④ 山本光二郎 ②	太田 卓男 ②	小野 芳男 ②	高橋 周一 ⑤	
	大街道支店	9名	伊藤 和男 ④ 丹野 和夫 ④	大槻 勝男 ⑧ 橋爪 英紀 ⑦	斎藤 匡 ② 松本 賢 ⑤	佐藤 佑 ⑤ 松本 俊彦 ②	島 英人 ①	
	渡波支店	7名	阿部 善司 ② 高橋 徳義 ⑤	阿部 友宏 ③ 西抜登喜夫 ②	内海 浩二 ①	及川 市朗 ②	高砂 光延 ④	
第2区	矢本支店	8名	阿部 輝男 ⑩ 菅原 三郎 ⑦	石川 和典 ② 松本 憲雄 ④	大江 元広 ⑥ 毛内 忠男 ⑤	櫻井 征也 ⑧	菅井 正幸 ⑧	
	松島支店	5名	小野 明文 ③	檜崎 希之 ②	鈴木 秀治 ④	高橋 静男 ⑤	手代木政廣 ②	
第3区	前谷地支店	9名	相澤 孫克 ⑤ 佐々木榮一 ③	池田 憲彦 ⑧ 佐々木久義 ④	伊藤 忠文 ⑨ 佐藤 敬一 ③	後藤 昭裕 ① 高橋 英一 ⑦	齋藤 正秀 ④	
	豊里支店	6名	阿部 勝治 ⑥ 只野 佳旦 ⑤	阿部 二郎 ①	大沼 弘輝 ④	今野 忠教 ⑨	只野九十九 ⑦	
	登米支店	3名	猪股 育夫 ⑤	桑原 衛 ⑦	吉田 勝春 ⑤			
第4区	飯野川支店	14名	及川 薫 ① 佐々木昭吉 ④ 宮城十條林産(株) ⑥	岡 武志 ⑦ 佐藤幸太郎 ④ 山部 和男 ⑤	小野寺善治郎 ⑧ 佐藤 康仁 ② 横山 宗一 ④	佐々木勝也 ⑨ 武山 徳蔵 ⑦ 渡辺 弘 ⑦	佐々木貴美雄 ② 武山 良一 ①	

(注)氏名の後に就任回数を記載しております。なお、就任回数が10回以上の場合は◎で示しております。

貸借対照表の注記事項

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。
なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては事業年度末の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 有形固定資産の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)については定額法)を採用しております。
また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	10年～34年
その他	3年～34年

- 無形固定資産の減価償却は定額法により償却しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という)の債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認められる額を引当てております。
上記以外の債権については、一定の種類毎に分類し、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき引当てております。
全ての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に融資部(資産査定部署)が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証(付債権等)については、債権額から担保の評価額及び保証による回収可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は120百万円であります。

- 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。
なお、当組合は、複数事業主(信用組合等)により設立された企業年金制度(総合型厚生年金基金)を採用しております。当該企業年金制度に関する事項は次のとおりです。

(1)制度全体の積立状況に関する事項(平成26年3月31日現在)	
年金資産の額	336,481百万円
年金財政計算上の数理債務の額と最低責任準備金の額との合計額	323,166百万円
差引額	13,315百万円

- 制度全体に占める当組合の掛金提出割合
(自平成25年4月1日 至平成26年3月31日)
0.694%

(3)補足説明

- 上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高29,865百万円及び別途積立金43,180百万円です。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年の元利均等償却であり、当組合は当期の計算書類上、特別掛金14百万円を費用処理しております。
なお、特別掛金の額はあらかじめ定められた掛金率を掛金提出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記(2)の割合は当組合の実際の負担割合とは一致しません。
- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
 - 睡眠預金払戻引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり必要と認められる額を計上しております。
 - 偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度による負担金等の将来における支出に備えるため、将来の負担金等支出見込額を計上しております。
 - 固定資産撤去損失引当金は、翌事業年度以降に実施予定の固定資産撤去工事に備えるため、費用を合理的に見積ることが可能な工事について、当該見積額を計上しております。
 - 消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。
 - 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 475百万円
 - 有形固定資産の減価償却累計額 1,212百万円
 - 貸出金のうち、破綻先債権額はありません。延滞債権額は6,985百万円であります。
なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していること、その他の事由により元本又は利息の取立て又は返済の見込がないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうちの、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予した貸出金以外の貸出金であります。
 - 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額はあります。
なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
 - 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額はあります。
なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。
 - 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は6,985百万円であります。
なお、14.から17.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
 - 手形割引により取得した商業手形の額面金額は、1,450百万円であります。
 - 担保に提供している資産は、以下のとおりであります。
担保提供している資産 預け金 1,000百万円
担保資産に対応する債務 一百万円
上記のほか、為替取引のために預け金800百万円、日本銀行歳入復代理店取引のために預け金41百万円を担保提供しております。
 - 出資1口当たりの純資産額は、6,331円19銭であります。
 - 金融商品の状況に関する事項

- 金融商品に対する取組方針
当組合は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。
なお、当組合ではデリバティブ取引は行っておりません。
- 金融商品の内容及びそのリスク
当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。
これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

(3)金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当組合は、信用リスク管理方針及び信用リスクに関する管理諸規定に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応などや与信管理に関する体制を整備し運営しております。
これらの与信管理は、各営業店のほか融資部によるチェックが行われ、また、定期的に常務会及び理事会を開催し、審議・報告を行っております。
有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総務部において、格付情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

②市場リスクの管理

(i)金利リスクの管理

当組合は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。
ALMに関しては、総務部において金利変動を見込んだALMシミュレーションに基づく収支計画を策定し、常務会及び理事会において確認・今後の対応等の協議を行い、実績について四半期ごとに常務会及び理事会に報告しております。

(ii)価格変動リスクの管理

有価証券の市場運用商品保有については、市場リスク管理方針に基づき、理事会の監督の下、有価証券運用リスク管理規定等に従い行われております。
このうち、総務部では、市場運用商品の購入を行っており、購入に関する常務会申請のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。また、保有している株式の多くは、事業推進目的で保有しているものであり、株式の時価や格付及び財務状況などをモニタリングしております。
これらの情報は総務部を通じ、常務会及び理事会に定期的に報告されております。

(iii)市場リスクに係る定量的情報

当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」及び「預金積金」であります。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、市場金利をベースに、200ベース・ポイントを上乗せした金利を用いた時価の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を固定金利群と変動金利群に分けて、それぞれ金利日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。

なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、市場金利が2.00%上昇したものと想定した場合の時価は、1,577百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮していません。
また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合は、ALMを通して適時に資金管理を行うほか、資金調達及び運用に関する長短のバランス調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。
なお、預け金、貸出金及び預金積金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

22. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表とは合っておりません。(注2)参照。
また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預け金(*1)	105,523	105,622	98
(2) 有価証券			
満期保有目的の債券	645	647	1
その他有価証券	88	88	—
(3) 貸出金(*1)	58,168		
貸倒引当金(*2)	△631		
	57,536	59,519	1,982
金融資産計	163,794	165,877	2,083
(1) 預金積金(*1)	160,720	160,667	△53
金融負債計	160,720	160,667	△53

(*1) 預け金、貸出金及び預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

(*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の算定方法

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

(2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。
なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については23.から25.に記載しております。

(3) 貸出金

貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

- 6か月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、その貸借対照表の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額)。
- ①以外は、貸出金の種類ごとにキャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利(LIBOR、SWAP)で割り引いた価額を時価とみなしております。

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿簿価)を時価とみなしております。定期預金の時価は、一定の金額帯および期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、

元利金の合計額を一種類の市場金利(LIBOR、SWAP)で割り引いた価額を時価とみなしております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式(*)	75
投資事業組合出資金(*)	14
組合出資金(*)	200
合 計	290

(*) 非上場株式、投資事業組合出資金及び組合出資金については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

23. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次の通りであります。

(1) 売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。

(2) 満期保有目的の債券

【時価が貸借対照表計上額を超えるもの】

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
国 債	15百万円	15百万円	0百万円
社 債	520	521	1
小 計	535	537	2

【時価が貸借対照表計上額を超えないもの】

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
国 債	—	—	—
社 債	110	109	△0
小 計	110	109	△0
合 計	645	647	1

(注) 時価は当事業年度末における市場価格等に基づいております。

(3) その他有価証券

【貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの】

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
株 式	88百万円	55百万円	33百万円
小 計	88	55	33

【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
株 式	—	—	—
小 計	—	—	—
合 計	88	55	33

(注) 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

24. 当期中に売却した満期保有目的の債券はありません。

25. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間毎の償還予定額は次のとおりであります。

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
	百万円	百万円	百万円	百万円
国 債	—	15	—	—
社 債	100	530	—	—
合 計	100	545	—	—

26. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、6,853百万円です。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが6,853百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条件が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

27. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金繰入限度超過額	146百万円
固定資産の減損損失	126百万円
偶発損失引当金	13百万円
固定資産撤去損失引当金	13百万円
役員退職慰労引当金	10百万円
減価償却超過額	7百万円
その他	26百万円
繰延税金資産小計	346百万円
評価性引当額	△346百万円
繰延税金資産合計	—百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	9百万円
繰延税金負債合計	9百万円
繰延税金負債の純額	9百万円



新本部・蛇田支店

損益計算書

(単位:千円)

科 目	平成25年度	平成26年度
経常収益	2,180,132	1,988,754
資金運用収益	1,470,423	1,416,767
貸出金利息	1,225,858	1,193,253
預け金利息	228,084	208,878
買入手形利息	—	—
コールローン利息	—	—
買現先利息	—	—
債券貸借取引受入利息	—	—
有価証券利息配当金	6,326	4,706
金利スワップ受入利息	—	—
その他の受入利息	10,153	9,928
役務取引等収益	105,691	104,398
受入為替手数料	63,638	63,439
その他の役務収益	42,053	40,959
その他業務収益	7,406	16,040
外国為替売買益	—	—
商品有価証券売買益	—	—
国債等債券売却益	—	—
国債等債券償還益	—	—
金融派生商品収益	—	—
その他の業務収益	7,406	16,040
その他経常収益	596,610	451,547
貸倒引当金戻入益	541,790	380,314
償却債権取立益	47,733	53,466
株式等売却益	1,478	—
金銭の信託運用益	—	—
その他の経常収益	5,608	17,766
経常費用	1,463,382	1,444,946
資金調達費用	66,359	64,427
預金利息	62,722	61,367
給付補填金繰入額	3,602	3,032
譲渡性預金利息	—	—
借入金利息	7	1
売渡手形利息	—	—
コールマネー利息	—	—
売現先利息	—	—
債券貸借取引支払利息	—	—
コマース・ペーパー利息	—	—
金利スワップ支払利息	—	—
その他の支払利息	26	25
役務取引等費用	72,214	69,978
支払為替手数料	18,563	19,252
その他の役務費用	53,651	50,726
その他業務費用	861	315
外国為替売買損	—	—
商品有価証券売買損	—	—
国債等債券売却損	—	—
国債等債券償還損	—	—
国債等債券償却	—	—
金融派生商品費用	—	—
その他の業務費用	861	315
経費	1,249,459	1,260,957
人件費	822,370	833,502
物件費	411,948	409,770
税金	15,140	17,683
その他経常費用	74,487	49,267
貸倒引当金繰入額	—	—
貸出金償却	14,822	1,135
株式等売却損	—	—
株式等償却	—	—
金銭の信託運用損	—	—
その他資産償却	—	1,887
その他の経常費用	59,664	46,244
経常利益	716,750	543,808

科 目	平成25年度	平成26年度
特別利益	—	—
固定資産処分益	—	—
負ののれん発生益	—	—
金融商品取引責任準備金取崩額	—	—
その他の特別利益	—	—
特別損失	68,029	17,758
固定資産処分損	782	900
減損損失	58,283	3,535
金融商品取引責任準備金繰入額	—	—
その他の特別損失	8,964	13,322
税引前当期純利益	648,720	526,050
法人税、住民税及び事業税	1,023	51,680
法人税等調整額	—	—
法人税等合計	1,023	51,680
当期純利益	647,697	474,369
繰越金(当期首残高)	107,443	90,788
当期末処分剰余金	755,141	565,157

(注) 1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

- 出資1口当たりの当期純利益 500円03銭
- 当事業年度において、以下の減損損失を計上しております。

地 域	主な用途	種 類	減損損失(千円)
宮城県石巻市	営業用店舗 1ヶ所	建物	2,860
		その他有形固定資産	675

当組合は、営業用店舗については、営業店毎に継続的な収支の把握を行っていることから各営業店をグルーピングの最小単位としております。

上記営業用店舗については、翌事業年度以降解体予定であることから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上致しました。なお、当事業年度の減損損失の測定に使用した回収可能価額は、解体予定のため使用価値を零として算定しております。

- その他の特別損失13,322千円は、固定資産撤去損失引当金繰入額であります。

経理・経営内容

剰余金処分計算書

(単位:千円)

科 目	平成25年度	平成26年度
当期末処分剰余金	755,141	565,157
積立金等取崩額	4,707	10,170
剰余金処分量	669,060	468,700
利益準備金	—	—
普通出資に対する配当金	19,060	18,700
	(年4.00%の割合)	(年4.00%の割合)
優先出資に対する配当金	—	—
事業の利用分量に対する配当金	—	—
特別積立金	650,000	450,000
繰越金(当期末残高)	90,788	106,627

経費の内訳

(単位:千円)

項 目	平成25年度	平成26年度
人 件 費	822,370	833,502
報酬給料手当	671,535	673,851
退職給付費用	56,985	65,118
その他	93,849	94,533
物 件 費	411,948	409,770
事務費	160,538	155,151
固定資産費	83,233	63,967
事業費	31,274	41,227
人事厚生費	8,459	6,392
減価償却費	37,362	33,961
その他	91,080	109,070
税金	15,140	17,683
経費合計	1,249,459	1,260,957

粗利益

(単位:千円)

科 目	平成25年度	平成26年度
資金運用収益	1,470,423	1,416,767
資金調達費用	66,359	64,427
資金運用収支	1,404,063	1,352,340
役員取引等収益	105,691	104,398
役員取引等費用	72,214	69,978
役員取引等収支	33,477	34,419
その他業務収益	7,406	16,040
その他業務費用	861	315
その他業務収支	6,545	15,725
業務粗利益	1,444,086	1,402,485
業務粗利益率	0.91 %	0.84 %

(注) 業務粗利益率 = $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定計平均残高}} \times 100$

役員取引の状況

(単位:千円)

科 目	平成25年度	平成26年度
役員取引等収益	105,691	104,398
受入為替手数料	63,638	63,439
その他の受入手数料	42,053	40,959
その他の役員取引等収益	—	—
役員取引等費用	72,214	69,978
支払為替手数料	18,563	19,252
その他の支払手数料	393	383
その他の役員取引等費用	53,258	50,342

受取利息及び支払利息の増減

(単位:千円)

項 目	平成25年度	平成26年度
受取利息の増減	△ 48,642	△ 53,655
支払利息の増減	△ 5,589	△ 1,932

業務純益

(単位:千円)

項 目	平成25年度	平成26年度
業務純益	200,216	146,944



自己資本の充実の状況

(単位：百万円)

項 目	平成25年度	経過措置による不算入額	平成26年度	経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目 (1)				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組員勘定又は会員勘定の額	5,389		5,834	
うち、出資金及び資本剰余金の額	474		464	
うち、利益剰余金の額	4,934		5,389	
うち、外部流出予定額(△)	19		18	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	410		117	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	410		117	
うち、適格引当金コア資本算入額	—		—	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	5,799		5,952	
コア資本に係る調整項目 (2)				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	—	4	0	3
うち、のれんに係るものの額	—	—	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	—	4	0	3
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—	—	—
適格引当金不足額	—	—	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	—	—
前払年金費用の額	—	—	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—	—	—
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	—	—	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	—		0	
自己資本				
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	5,799		5,951	
リスク・アセット等 (3)				
信用リスク・アセットの額の合計額	32,820		38,818	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 1,049		△ 1,050	
うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)	4		3	
うち、繰延税金資産	—		—	
うち、前払年金費用	—		—	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 1,053		△ 1,053	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	2,758		2,702	
信用リスク・アセット調整額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—		—	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	35,578		41,521	
自己資本比率				
自己資本比率((ハ)/(ニ))	16.30%		14.33%	

(注)自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第22号)」に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準を採用しております。

主要な経営指標の推移

(単位:千円)

区 分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
経常収益	1,801,036	1,746,733	1,958,157	2,180,132	1,988,754
経常利益又は経常損失(△)	214,590	△ 1,508,775	597,655	716,750	543,808
当期純利益又は当期純損失(△)	△ 70,194	△ 1,842,988	472,228	647,697	474,369
預金積金残高	85,464,362	108,920,941	130,283,185	147,861,174	160,720,365
貸出金残高	54,110,136	55,113,893	57,225,880	57,850,491	58,168,597
有価証券残高	1,090,672	975,282	797,578	795,963	823,944
総資産額	92,315,204	113,773,842	135,581,249	153,801,194	167,170,676
純資産額	6,191,092	4,319,417	4,792,296	5,415,815	5,877,656
自己資本比率(単体)	21.25 %	15.44 %	15.66 %	16.30 %	14.33 %
出資総額	483,107	481,388	479,060	474,353	464,182
出資総口数	966,214 □	962,777 □	958,121 □	948,706 □	928,365 □
出資に対する配当金	19,350	9,640	19,201	19,060	18,700
職員数	125 人	123 人	147 人	145 人	136 人

(注)1.残高計数は期末日現在のものです。

2.「自己資本比率(単体)」は、平成18年金融庁告示第22号により算出しております。

3.平成24年度より、契約内容が正職員に近い契約職員については、職員数に含めております。

資金運用勘定、調達勘定の平均残高等

科 目	年度	平均残高	利 息	利回り	
資金運用勘定	25年度	158,134 百万円	1,470,423 千円	0.92 %	
	26年度	166,623	1,416,767	0.85	
	うち	25年度	56,250	1,225,858	2.17
	貸出金	26年度	56,796	1,193,253	2.10
	うち	25年度	100,835	228,084	0.22
	預け金	26年度	108,850	208,878	0.19
	うち	25年度	700	15,246	2.17
	金融機関貸付金	26年度	700	15,246	2.17
	うち	25年度	62	2,071	3.33
	買入金銭債権	26年度	46	1,834	3.96
うち	25年度	786	6,326	0.80	
有価証券	26年度	730	4,706	0.64	
資金調達勘定	25年度	154,013	66,359	0.04	
	26年度	162,852	64,427	0.03	
	うち	25年度	154,005	66,325	0.04
	預金積金	26年度	162,847	64,400	0.03
	うち	25年度	—	—	—
	譲渡性預金	26年度	—	—	—
うち	25年度	2	7	0.25	
借入金	26年度	0	1	0.25	

(注)1.資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(平成25年度10百万円、平成26年度17百万円)を、それぞれ控除して算出・表示しております。

2.「うち貸出金」には「うち金融機関貸付金」を含んで算出・表示しております。

オフバランス取引の状況

該当事項なし

(注)オフバランス取引:本表に記載するオフバランス取引とは、先物取引・スワップ取引・オプション取引等の派生商品取引です。

総資産利益率

(単位:%)

区 分	平成25年度	平成26年度
総資産経常利益率	0.45	0.32
総資産当期純利益率	0.40	0.28

(注)総資産経常(当期純)利益率= $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

総資金利鞘等

(単位:%)

区 分	平成25年度	平成26年度
資金運用利回 (a)	0.92	0.85
資金調達原価率 (b)	0.85	0.81
資金利鞘 (a-b)	0.07	0.04

先物取引の時価情報

該当事項なし

(注)先物取引:取引所に上場された定型商品で、将来の一定期日における価格を現時点において売買する取引のことです。

経理・経営内容

有価証券の時価等情報

売買目的有価証券

該当事項なし

満期保有目的の債券

(単位:百万円)

	種 類	平成25年度			平成26年度		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	27	27	0	15	15	0
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	640	643	3	520	521	1
	そ の 他	—	—	—	—	—	—
	小 計	667	670	3	535	537	2
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	40	39	△0	110	109	△0
	そ の 他	—	—	—	—	—	—
	小 計	40	39	△0	110	109	△0
合 計		707	710	3	645	647	1

(注)1. 時価は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。

2. 「社債」には、金融債、事業債が含まれます。

3. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。

4. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの

該当事項なし

時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

(単位:百万円)

	平成25年度	平成26年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
非上場株式	12	75
その他の証券(投資事業組合出資金)	10	14
合 計	23	89

その他有価証券

(単位:百万円)

	種 類	平成25年度			平成26年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	26	15	11	88	55	33
	債 券	—	—	—	—	—	—
	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—	—	—
	小 計	26	15	11	88	55	33
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	39	40	△1	—	—	—
	債 券	—	—	—	—	—	—
	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—
	そ の 他	—	—	—	—	—	—
	小 計	39	40	△1	—	—	—
合 計		65	55	10	88	55	33

(注)1. 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。

2. 「株式」には、非上場株式は含まれておりません。

3. 「社債」には、金融債、事業債が含まれます。

4. 上記の「その他」は、外国証券及び投資信託等です。

5. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

経理・経営内容

金 銭 の 信 託

運用目的の金銭の信託

該当事項なし

満期保有目的の金銭の信託

該当事項なし

その他の金銭の信託

該当事項なし

その他業務収益の内訳

(単位:百万円)

項 目	平成25年度	平成26年度
外国為替売買益	—	—
商品有価証券売買益	—	—
国債等債券売却益	—	—
国債等債券償還益	—	—
金融派生商品収益	—	—
その他の業務収益	7	16
その他業務収益合計	7	16

1店舗当りの預金及び貸出金残高

(単位:百万円)

区 分	平成25年度末	平成26年度末
1店舗当りの預金残高	12,321	13,393
1店舗当りの貸出金残高	4,820	4,847

預貸率及び預証率

(単位:%)

区 分	平成25年度		平成26年度	
	(期 末)	(期中平均)	(期 末)	(期中平均)
預 貸 率	39.12	36.52	36.19	34.87
	0.53	0.51	0.51	0.44

常勤役職員1人当りの預金及び貸出金残高

(単位:百万円)

区 分	平成25年度末	平成26年度末
常勤役職員1人当りの預金残高	979	1,131
常勤役職員1人当りの貸出金残高	383	409

(注)1.預貸率= $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金}+\text{譲渡性預金}} \times 100$

2.預証率= $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金}+\text{譲渡性預金}} \times 100$



資金調達

預金種目別平均残高

(単位:百万円、%)

種 目	平成25年度		平成26年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
流動性預金	55,956	36.3	54,806	33.7
定期性預金	97,826	63.5	107,824	66.2
譲渡性預金	—	—	—	—
その他の預金	222	0.2	216	0.1
合 計	154,005	100.0	162,847	100.0

(注)「その他の預金」は、別段預金、納税準備預金の合計です。

預金者別預金残高

(単位:百万円、%)

区 分	平成25年度末		平成26年度末	
	金 額	構成比	金 額	構成比
個人	83,896	56.7	83,849	52.2
法人	63,964	43.3	76,870	47.8
一般法人	24,493	16.6	25,981	16.2
金融機関	35	0.0	25	0.0
公 金	39,435	26.7	50,863	31.6
合 計	147,861	100.0	160,720	100.0

(注)「個人」には、個人事業者を含んでおります。

財形貯蓄残高

(単位:百万円)

項 目	平成25年度末	平成26年度末
財形貯蓄残高	178	169

定期預金種類別残高

(単位:百万円)

区 分	平成25年度末	平成26年度末
固定金利定期預金	100,284	112,277
変動金利定期預金	21	21
その他の定期預金	—	—
合 計	100,305	112,299

資金運用

貸出金種類別平均残高

(単位:百万円、%)

科 目	平成25年度		平成26年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
割引手形	1,370	2.4	1,393	2.4
手形貸付	4,269	7.6	4,978	8.8
証書貸付	49,894	88.7	49,760	87.6
当座貸越	715	1.3	664	1.2
合 計	56,250	100.0	56,796	100.0

有価証券種類別平均残高

(単位:百万円、%)

区 分	平成25年度		平成26年度	
	金 額	構成比	金 額	構成比
国 債	31	4.0	22	3.1
地 方 債	—	—	—	—
短期社債	—	—	—	—
社 債	680	86.5	625	85.6
株 式	68	8.7	70	9.6
外国証券	—	—	—	—
その他の証券	6	0.8	12	1.7
合 計	786	100.0	730	100.0

(注)当組合は、商品有価証券を保有していません。

有価証券種類別残存期間別残高

(単位:百万円)

区 分		1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
		国 債	平成25年度末 11	平成25年度末 15	—
地 方 債	平成25年度末 —	平成25年度末 —	—	—	
短期社債	平成25年度末 —	平成25年度末 —	—	—	
社 債	平成25年度末 200	平成25年度末 480	—	—	
外国証券	平成25年度末 —	平成25年度末 —	—	—	
その他の証券	平成25年度末 —	平成25年度末 —	—	—	
合 計	平成25年度末 211	平成25年度末 495	—	—	
	平成26年度末 100	平成26年度末 545	—	—	

(注)有価証券のうち、株式残高(平成25年度末78百万円、平成26年度末164百万円)及びその他の証券(投資事業組合出資金)(平成25年度末10百万円、平成26年度末14百万円)は除いてあります。

担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額

(単位:百万円、%)

区 分	金 額	構成比	債務保証見返額
当組合預金積金	平成25年度末 1,530	2.6	—
	平成26年度末 1,695	2.9	—
有 価 証 券	平成25年度末 —	—	—
	平成26年度末 —	—	—
動 産	平成25年度末 —	—	—
	平成26年度末 —	—	—
不 動 産	平成25年度末 3,530	6.1	114
	平成26年度末 3,021	5.2	94
そ の 他	平成25年度末 —	—	—
	平成26年度末 —	—	—
小 計	平成25年度末 5,060	8.7	114
	平成26年度末 4,717	8.1	94
信用保証協会・信用保険	平成25年度末 41,104	71.0	1
	平成26年度末 38,370	66.0	0
保 証	平成25年度末 7,160	12.3	8
	平成26年度末 9,605	16.5	6
信 用	平成25年度末 4,524	7.8	45
	平成26年度末 5,475	9.4	41
合 計	平成25年度末 57,850	100.0	168
	平成26年度末 58,168	100.0	144

資金運用

貸出金利区分別残高

(単位:百万円)

区分	平成25年度末	平成26年度末
固定金利貸出	42,678	44,148
変動金利貸出	15,172	14,020
合計	57,850	58,168

消費者ローン・住宅ローン残高

(単位:百万円、%)

区分	平成25年度末		平成26年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
消費者ローン	749	8.6	699	8.9
住宅ローン	7,973	91.4	7,122	91.1
合計	8,722	100.0	7,821	100.0

貸出金業種別残高・構成比

(単位:百万円、%)

業種別	平成25年度		平成26年度	
	金額	構成比	金額	構成比
製造業	6,493	11.2	6,484	11.1
農業、林業	390	0.6	424	0.7
漁業	157	0.2	138	0.2
鉱業、採石業、砂利採取業	100	0.1	113	0.1
建設業	13,348	23.0	15,313	26.3
電気、ガス、熱供給、水道業	47	0.0	45	0.0
情報通信業	41	0.0	27	0.0
運輸業、郵便業	4,528	7.8	4,334	7.4
卸売業、小売業	10,589	18.3	9,367	16.1
金融業、保険業	703	1.2	702	1.2
不動産業	628	1.0	766	1.3
物品賃貸業	495	0.8	347	0.5
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—
宿泊業	206	0.3	228	0.3
飲食業	845	1.4	786	1.3
生活関連サービス業、娯楽業	124	0.2	120	0.2
教育、学習支援業	80	0.1	77	0.1
医療、福祉	265	0.4	240	0.4
その他のサービス	4,335	7.4	4,206	7.2
その他の産業	154	0.2	856	1.4
小計	43,534	75.2	44,583	76.6
地方公共団体	3,542	6.1	3,770	6.4
雇用・能力開発機構等	—	—	—	—
個人(住宅・消費・納税資金等)	10,772	18.6	9,813	16.8
合計	57,850	100.0	58,168	100.0

(注)1.業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

2.「個人」には、業種が個人のほか、資金用途が住宅資金・個人消費資金等の貸出金が含まれております。

貸出金使途別残高

(単位:百万円、%)

区分	平成25年度末		平成26年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
運転資金	36,984	63.9	39,073	67.2
設備資金	20,865	36.1	19,095	32.8
合計	57,850	100.0	58,168	100.0

貸出金償却額

(単位:百万円)

項目	平成25年度	平成26年度
貸出金償却額	14	1

貸倒引当金の内訳

(単位:百万円)

項目	平成25年度		平成26年度	
	期末残高	増減額	期末残高	増減額
一般貸倒引当金	513	30	117	△396
個別貸倒引当金	554	△855	528	△26
貸倒引当金合計	1,067	△824	645	△422

(注)当組合は、特定海外債権を保有しておりませんので「特定海外債権引当勘定」に係る引当は行っておりません。

経営内容

金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額

(単位:百万円、%)

区分		債権額 (A)	担保・保証等 (B)	貸倒引当金 (C)	保全額 (D)=(B)+(C)	保全率 (D)/(A)	貸倒引当金引当率 (C)/(A-B)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	平成25年度	3,045	2,661	383	3,045	100.0	100.0
	平成26年度	2,120	1,892	227	2,120	100.0	100.0
危険債権	平成25年度	4,228	3,997	171	4,168	98.5	74.0
	平成26年度	4,865	4,503	300	4,803	98.7	82.9
要管理債権	平成25年度	—	—	—	—	—	—
	平成26年度	—	—	—	—	—	—
不良債権計	平成25年度	7,273	6,658	554	7,213	99.1	90.2
	平成26年度	6,985	6,395	528	6,923	99.1	89.5
正常債権	平成25年度	50,801	—	—	—	—	—
	平成26年度	51,361	—	—	—	—	—
合計	平成25年度	58,074	—	—	—	—	—
	平成26年度	58,347	—	—	—	—	—

(注)1.「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。

2.「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。

3.「要管理債権」とは、「3か月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出債権です。

4.「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に問題がない債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権です。

5.「担保・保証等(B)」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。

6.「貸倒引当金(C)」は、「正常債権」に対する一般貸倒引当金を控除した貸倒引当金です。

7.金額は決算後(償却後)の計数です。

リスク管理債権及び同債権に対する保全額

(単位:百万円、%)

区分	残高(A)	担保・保証額(B)	貸倒引当金(C)	保全率(B+C)/(A)	
破綻先債権	平成25年度	8	1	6	100.0
	平成26年度	—	—	—	—
延滞債権	平成25年度	7,245	6,656	528	99.1
	平成26年度	6,985	6,395	528	99.1
3か月以上延滞債権	平成25年度	—	—	—	—
	平成26年度	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	平成25年度	—	—	—	—
	平成26年度	—	—	—	—
合計	平成25年度	7,253	6,658	535	99.1
	平成26年度	6,985	6,395	528	99.1

- (注)1.「破綻先債権」とは、元本又は利息の支払いの遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、①会社更生法又は、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立てがあった債務者、②民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった債務者、③破産法の規定による破産手続開始の申立てがあった債務者、④会社法の規定による特別清算開始の申立てがあった債務者、⑤手形交換所の取引停止処分を受けた債務者、等に対する貸出金です。
- 2.「延滞債権」とは、上記1.及び債務者の経営再建又は支援(以下「経営再建等」という。)を図ることを目的として利息の支払いを猶予したものの未収利息不計上貸出金です。
- 3.「3か月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から3か月以上延滞している貸出金(上記1.及び2.を除く)です。
- 4.「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(上記1.～3.を除く)です。
- 5.「担保・保証額(B)」は、自己査定に基づく担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額です。
- 6.「貸倒引当金(C)」は、リスク管理債権区分の各項目の貸出金に対して引き当てた金額を記載しており、リスク管理債権以外の貸出金等に対する貸倒引当金は含まれておりません。
- 7.「保全率(B+C)／(A)」はリスク管理債権ごとの残高に対し、担保・保証、貸倒引当金を設定している割合です。
- 8.これらの開示額は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。

報酬体系について

●対象役員

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1)報酬体系の概要

【基本報酬】

非常勤を含む全役員の基本報酬につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を勘案し、当組合の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当組合では、全役員に適用される退職慰労金の算定等に関して規定で定められております。

(2)平成26年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位:百万円)

区分	支払総額
対象役員に対する報酬等	53

- (注)1.対象役員に該当する理事は5名、監事は1名です。
- 2.上記の内訳は、「基本報酬」48百万円、「退職慰労金」4百万円となっております。なお、「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金(過年度に繰り入れた引当金を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

(3)その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第23号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

●対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の非常勤役員、職員であって、対象役員が受ける報酬等と同額以上の報酬等を受け者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、平成26年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

- (注)1.対象職員等には、途中で退任、退職した者も含めております。
- 2.「同等額」は、平成26年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。
- 3.当組合の職員の給与、賞与及び退職金は当組合における「給与規定」及び「職員退職金給与規定」に基づき支払っております。

なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系を取り入れた自社の利益を上げることや株価を上げることに動機づけられた報酬となっていないため、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系はありません。

法令等遵守体制(コンプライアンス体制)

当組合では、コンプライアンスを経営の最重点課題と位置づけ、リスク統括室を統括部署として各営業店・本部各課にコンプライアンス担当者を配置して体制の構築を図っております。また、必要に応じて弁護士・税理士等の外部専門家よりの助言を受ける体制を整備しております。さらに、コンプライアンス統括部署において事業年度毎に実践計画であるコンプライアンス・プログラムを策定し理事会の承認を受けるとともに、各営業店及び本部各課においても各々コンプライアンス・プログラムを策定、統括部署にて実施状況を確認・指導を行うとともに、定期的に常務会・理事会に取組状況を報告しております。

加えて、理事会承認のもと「法令等遵守基本方針」「法令等遵守規定」を制定するとともに、コンプライアンス遵守の具体的手引書である「コンプライアンス・マニュアル」も弁護士のリーガル・チェックを経て策定し、必要に応じて法令等に照らし、同マニュアルの改定を実施しております。

また、一人一人のコンプライアンス遵守意識を高めるため、統括部署による研修に留まらず各営業店・本部各課においても内部研修を実施しております。さらにまた、全職員に対し「コンプライアンス自己診断」を毎年実施し、結果をフィードバックする等継続的に法令等遵守の風土醸成を図り、地域の皆様方の一層信頼・信用される金融機関を目指しております。

反社会的勢力に対する基本方針

当組合は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり基本方針を定め、これを遵守します。

(1)組織としての対応

当組合は、反社会的勢力による不当要求に対し、対応する職員の安全を確保しつつ組織全体として対応し、迅速な問題解決に努めます。

(2)外部専門機関との連携

当組合は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力団追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。

(3)取引の未然防止を含めた一切の関係遮断

当組合は、信用組合の社会的責任を強く認識し、その責任を組織全体で果たすため、反社会的勢力との取引の未然防止を含めた一切の関係を遮断し、反社会的勢力からの不当な要求には応じません。

(4)有事における民事と刑事の法的対応

当組合は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

(5)資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与の禁止

当組合は、いかなる理由があっても、反社会的勢力に対して事案を隠ぺいするための資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与は行いません。

リスク管理体制

— 定性的事項 —

- ・信用リスクに関する事項
- ・信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要
- ・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要…該当事項なし
- ・自己資本調達手段の概要
- ・自己資本の充実度に関する評価方法の概要
- ・証券化エクスポージャーに関する事項…該当事項なし
- ・オペレーショナル・リスクに関する事項
- ・協同組合による金融事業に関する法律施行令(昭和五十七年政令第四十四号)第三条第五項第三号に規定する出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要
- ・金利リスクに関する事項

●信用リスクに関する事項

リスクの説明	信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当組合の資産の価値が減少ないし消失し、損失を受けるリスクのことをいいます。
管理方針・体制	当組合では、信用リスクを当組合が管理すべき最重要のリスクであるとの認識の上、安全性・公共性・流動性・成長性・収益性の5原則に則した、厳格な審査基準に基づく審査を行うとともに、融資実行後も定期的に信用状況の再評価を行うなど、日常管理の徹底にも留意しております。
評価・計測	当組合では、「リスク管理債権」を、自主分類コードにより電算にて毎月管理しております。また「自己査定基準」及び「償却・引当の計上基準」に基づいた適切な資産の自己査定を行い、貸出金等の資産内容の健全性を厳しくチェックし、回収ができないと見込まれる金額については全額引当処理し、資産内容の健全性に努めております。

■貸倒引当金の計算基準

貸倒引当金は、「自己査定基準」及び「償却・引当の計上基準」に基づき、一般貸倒引当金にあたる正常先、要注意先、要管理先については、債務者区分ごとの債権額にそれぞれ貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出しております。また、個別貸倒引当金にあたる破綻懸念先は、担保・保証を除いた未保全額に対して貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出しておりますが、貸倒実績率の低下により算定基礎としての合理性が低下したことから、担保・保証を除いた未保全額が一定額以上の債権については、個々の債権毎に残存期間を算定し残存期間に対する予想損失額を算出してあり、実質破綻先・破綻先は担保・保証を除いた未保全額の全額を算出しております。

■リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しております。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の仕分けは行っておりません。
 株式会社 格付投資情報センター (「R&I」)
 株式会社 日本格付研究所 (「JCR」)
 ムーディーズ・ジャパン株式会社
 スタンダード&プアーズ・レーティング・ジャパン株式会社

■信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

信用リスク削減手法とは、当組合が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、保証、預金担保、不動産などが該当します。当組合では、融資取上げに際し、資金使途・返済財源・財務内容・事業環境・経営者の資質など、さまざまな角度から可否の判断をしており、保証や担保による保全措置は、あくまでも補完的な位置付けとして認識しております。
 したがって、保証又は担保に過度に依存しないような融資の取上げ姿勢に徹しております。ただし、与信審査の結果、保証又は担保が必要な場合には、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいた上で、ご契約いただくなど適切な取扱に努めております。
 当組合が扱う担保の保証には、人的保証・信用保証協会保証・政府関係機関保証・民間保証等があり、他に自組合預金・積金、不動産等がありますが、その手続きについては、当組合が定める各種規定及び「不動産担保評価要領」等の各種要領により、適切な事務取扱い及び適正な評価を行っております。
 また、手形貸付、割引手形、証書貸付、当座貸越、債務保証に関して、お客さまが期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲において、預金相殺を用いる場合があります。この際、信用リスクの削減方策の一つとして、当組合が定める各種規定・要領や各種約定書等に基づき、法的に有効である旨確認の上、事前の通知や諸手続きを省略して払戻充当します。

■派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

該当事項なし

●自己資本調達手段の概要

発行主体	石巻商工信用組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	464百万円
配当率	年4.00%

(注) 1. 当組合の自己資本は、出資金、資本剰余金及び利益剰余金等により構成されております。
 2. 非累積の永久優先出資、期限付劣後ローンはございません。

●自己資本の充実度に関する評価方法の概要

預金の増加に伴う預け金残高の大幅な増加により、リスク・アセットが5,942百万円増加しましたが、当期純利益474百万円確保等により、自己資本の額が前期比151百万円増加し、自己資本比率は14.33%と国内基準である4%をはるかに上回り、経営の健全性・安全性を十分に保っております。

●証券化エクスポージャーに関する事項

該当事項なし

●オペレーショナル・リスクに関する事項

リスクの説明	<p>オペレーショナル・リスクについては、主なものとして事務リスク・システムリスクが挙げられ、また、その他リスクとして法務リスク・人的リスク・有形資産リスク・風評リスク等があります。事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことによるリスクをいい、システムリスクとは、コンピュータの不正使用、システムのダウンまたは誤作動等システムの不備、さらにデータ改ざん、情報漏洩等のリスクをいいます。また、その他リスクとしての法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスク等についても、各リスクの発生を原因として、当組合が損害を被るリスクをいいます。</p>
管理方針・体制	<p>当組合では、事務リスクについて、検査部門による全店への総合検査を年1回実施するほか部分検査を実施するとともに、各営業店においても毎月店内検査の実施を義務付け、事故の未然防止に努めております。また、事務部事務管理課は、事務規定・各種マニュアルに基づき適切な事務指導を実施するとともに、事務部及び関連部により事務処理の厳正化と事務ミスや不正を未然防止するための内部管理態勢の充実・強化を図っております。</p> <p>システムリスクについては、「システムリスク管理マニュアル」に基づき、運用面や管理体制を対象としてシステムチェックを実施し、システムの安全性・信頼性の確保に努めております。また、万一災害や障害発生によりコンピュータシステムが正常に機能しなくなった場合、お客様に対するサービスに出来る限り支障が出ないよう業務を継続するためマニュアルの整備と障害を想定した訓練を行っております。</p> <p>その他リスクの管理体制についても、各リスク担当部署により必要なチェック及び対策を講じるなど、各リスクごとの管理強化に努めております。</p>
評価・計測	<p>事務リスクについては、内部監査の実施結果及び「事務ミス対応マニュアル」に基づいた「事務ミス報告書」の内容確認等を行うとともに、システムリスクについては、「システムリスク管理マニュアル」のチェック表に基づき関連部署で全店のシステムチェックを行い、問題・課題等を把握しております。</p> <p>また、チェック結果による営業店の現状を常務会に報告、併せてチェック結果を業績評価に組み入れしており、その他リスクについても都度、評価等を実施しております。</p>

■オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当組合は、「基礎的手法」を採用しております。

具体的には、以下の算式によりオペレーショナル・リスク量の算出を行っております。

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} = \text{オペレーショナル・リスク量}$$

$$\left[\begin{array}{l} \text{※粗利益} = \text{業務粗利益} - (\text{国債等債券売却益} + \text{国債等債券償還益}) + (\text{国債等債券売却損} + \text{国債等} \\ \text{債券償還損} + \text{役員取引等費用(アウトソーシング費用に該当するもの)}) \end{array} \right]$$

顧客保護等管理態勢

●顧客保護等管理態勢

当組合は、「顧客保護」を重点課題とし、理事会承認のもと「顧客保護等管理方針」「顧客保護等管理規定」を制定し、お客様の正当な利益の確保及びその利便性の向上を図りながら、お客さまからの信頼を確保するため法令等を遵守して、以下の態勢について誠実かつ公正に事業を遂行しております。

お客さまへの説明を要するすべての商品等について、お客さまへの正確かつ適切な商品説明と情報提供を行うとともに、お客さまからの相談・苦情等については、相談・苦情窓口を設置し、迅速かつ誠実に対応し、お客さまの正当な利益を確保して、ご理解を得られるように努めております。

また、平成22年10月1日に施行された金融ADR制度に対応して、当組合内窓口のほか「しんくみ相談所」あるいは「東京弁護士会紛争解決センター」「第一東京弁護士会仲裁センター」「第二東京弁護士会仲裁センター」へお客さまから直接お申し出いただくことも可能です。

お客さまの情報については、適法かつ適切な手段で取得するとともに、不正なアクセスや流出等の防止のため適切かつ十分な安全保護管理を致しております。さらに、当組合がその業務を外部委託する場合にも、お客さまの情報管理について外部委託先のチェックを行っております。

経営内容

●出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要に関する事項

リスクの説明	株式・出資等については、金利・株価等の市場環境の変化や、株式保有先企業・出資先企業の業績悪化・破綻等により、当組合が保有する資産の価値が低下し損失を被るリスクがあります。
管理方針・体制	当組合では、余裕資金の運用と管理についての基準を定めた「余資運用規定」を基本規定とするとともに、株式等の有価証券の運用・管理については「有価証券運用リスク管理規定」「有価証券の保有目的区分規定」「有価証券減損処理規定」「有価証券ロスカット規定」の各規定に基づき、適正に運用・管理しております。 尚、当該取引にかかる会計処理については、当組合が定めた各規定、および日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従い、適正に処理しております。
評価・計測	株式については、毎月末の市場価格を基に時価・評価損益を算出し常務会に報告するとともに、半期ごとに時価評価のほか業種別や格付別等の分析結果を常務会・理事会に報告しております。また、出資先の業況把握については、出資先のディスクロージャー誌や決算書等により経営業況の確認を行っております。

●金利リスクに関する事項

リスクの説明	金利リスクとは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの（例えば、預金・貸出金・有価証券など）が、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響のことをいいます。
管理方針・体制	当組合では、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響については、定期的に評価・計測を行い、常務会に報告のうえ適切な対応をとる体制としております。
評価・計測	一定の市場金利の変動（金利ショック）を想定した場合の銀行勘定の金利リスク量（下記の算定手法に基づくBPVによる資産価値の変動額）や、金利更改を勘案した期間収益シミュレーションによる収支への影響度などについて、ALMシステムにより定期的な計測を行い、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

■内部管理上使用した金利リスクの算定手法の概要

金利リスク量（BPVによる資産価値の変動額）は、以下の定義に基づき算定しております。

(1) 計測手法

信用組合業界で構築したSKC-ALMシステムによる「再評価方式」を採用しております。

「再評価方式」とは、現時点（計算基準日時点。以下同じ。）における資産・負債についてキャッシュ・フローを計算し、現時点の市場金利から作成したイールドカーブ（注1）と、金利変動後（200bpの平行移動）のイールドカーブの2つで計算した現在価値の差額をとり、直接「金利ショック下での現在価値変動額」を計算する方法です。

(2) コア預金（注2）

対 象：無利息預金（当座預金、普通預金のうち決済用預金、別段預金）を除く、流動性預金全般を対象としております。

算定方法：以下の①から③のうち、最小の額を上限として算出しております。

①過去5年の最低残高（毎月末残高）

②過去5年間の最大年間流出量（当該月末残高と前年同月末残高との比較より算出）を現残高から差し引いた残高

③現残高の50%相当額

満 期：2.5年を満期として計上しております。

(3) 計測対象

預金・貸出金・有価証券・預け金等の金利感応資産・負債、および買入金銭債権を対象としております。

但し、無利息預金や金利更改が明確でない延滞貸出金等は計測の対象外としております。

(4) 金利ショック幅

200bp（2%）の平行移動により算出しております。

(5) リスク計測の頻度

四半期ごとに算出しております。

（注1）イールドカーブ：償還までの期間（残存年数）の異なる金利を結んでグラフにしたもの。

（注2）コ ア 預 金：明確な金利改定期間がなく、預金者の要求によって随時払出される預金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する預金のこと。

（単位：百万円）

	平成25年度	平成26年度
内部管理上使用した金利ショックに対する損益・経済価値の増減額	1,576	1,579

リスク管理体制

— 定量的事項 —

- ・自己資本の構成に関する開示事項…自己資本の充実の状況P.10をご参照ください
- ・自己資本の充実度に関する事項
- ・信用リスク(信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く。)に関する事項
- ・信用リスク削減手法に関する事項
- ・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項…該当事項なし
- ・証券化エクスポージャーに関する事項…該当事項なし
- ・出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項
- ・信用リスク・アセットのみなし計算が適用されるエクスポージャーの額…該当事項なし
- ・金利リスクに関して信用協同組合等が内部管理上使用した金利ショックに対する損益又は経済的価値の増減額…P.19をご参照ください

●自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	平成25年度		平成26年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ.信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	32,820	1,312	38,818	1,552
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	33,869	1,354	39,868	1,594
(i) ソブリン向け	—	—	—	—
(ii) 金融機関向け	18,861	754	21,250	850
(iii) 法人等向け	2,788	111	4,453	178
(iv) 中小企業等・個人向け	7,247	289	8,157	326
(v) 抵当権付住宅ローン	692	27	633	25
(vi) 不動産取得等事業向け	633	25	743	29
(vii) 信用保証協会付	462	18	641	25
(viii) 3か月以上延滞等	137	5	153	6
(ix) 出資等	68	2	131	5
出資等のエクスポージャー	68	2	131	5
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
(x) 他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	1,756	70	1,755	70
(xi) 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	200	8	200	8
(xii) その他	1,020	40	1,748	69
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
③経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	4	0	3	0
④他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△1,053	△42	△1,053	△42
⑤CVA リスク相当額を8%で除して得た額	—	—	—	—
⑥中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ.オペレーショナル・リスク	2,758	110	2,702	108
ハ.単体総所要自己資本額(イ+ロ)	35,578	1,423	41,521	1,660

(注)1. 所要自己資本の額=リスク・アセットの額×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。

3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会等のことです。

4. 「3か月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

5. 「その他」とは、(i)～(xi)に区分されないエクスポージャーです。具体的には、「地域経済活性化支援機構等付、名寄せ後1億円超または小口分散基準超の個人(含個人事業主)へのエクスポージャー」及び資産のうち「有形・無形固定資産、買入金銭債権」等のエクスポージャーが含まれます。

6. オペレーショナル・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しています。

$$\left(\begin{array}{l} \text{〈オペレーショナル・リスク(基礎的手法)の算定方法} \\ \text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\% \\ \text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数} \end{array} \right) \div 8\%$$

7. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

経 営 内 容

信用リスクに関する事項(証券化エクスポージャーを除く)

●信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高(業種別及び残存期間別)

(単位:百万円)

業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								3か月以上延滞 エクスポージャー	
	貸出金、コミットメント 及びその他のデリバ ティブ以外のオフ・ バランス取引				債 券		デリバティブ取引			
	平成25年度	平成26年度	平成25年度	平成26年度	平成25年度	平成26年度	平成25年度	平成26年度	平成25年度	平成26年度
製造業	6,676	6,639	6,666	6,630	—	—	—	—	1	0
農業、林業	452	468	452	468	—	—	—	—	—	—
漁業	252	224	252	224	—	—	—	—	3	2
鉱業、採石業、砂利採取業	100	113	100	113	—	—	—	—	—	—
建設業	13,837	15,799	13,835	15,797	—	—	—	—	35	52
電気、ガス、熱供給、水道業	50	48	50	48	—	—	—	—	—	—
情報通信業	42	28	41	27	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	4,563	4,356	4,563	4,356	—	—	—	—	—	—
卸売業、小売業	10,839	9,595	10,836	9,592	—	—	—	—	29	24
金融業、保険業	95,264	107,270	705	706	680	630	—	—	—	—
不動産業	637	774	637	774	—	—	—	—	—	8
物品賃貸業	495	347	495	347	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宿泊業	209	229	209	229	—	—	—	—	—	—
飲食業	919	871	919	871	—	—	—	—	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	124	120	124	120	—	—	—	—	21	21
教育、学習支援業	80	77	80	77	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	265	240	265	240	—	—	—	—	—	—
その他のサービス	4,725	4,586	4,724	4,585	—	—	—	—	49	36
その他の産業	199	898	199	898	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等	3,571	3,787	3,544	3,772	27	15	—	—	—	—
個人	9,370	8,464	9,370	8,464	—	—	—	—	114	68
その他	2,185	2,840	4	2	—	—	—	—	—	—
業種別合計	154,863	167,784	58,079	58,349	707	645	—	—	256	216
1年以下	86,361	88,346	7,837	9,462	211	100	—	—		
1年超3年以下	17,916	29,158	3,775	4,573	245	265	—	—		
3年超5年以下	9,368	10,750	9,058	9,730	250	280	—	—		
5年超7年以下	9,548	12,760	9,548	12,760	—	—	—	—		
7年超10年以下	16,338	11,195	16,338	11,195	—	—	—	—		
10年超	11,032	10,179	11,032	10,179	—	—	—	—		
期間の定めのないもの	4,297	5,394	488	449	—	—	—	—		
残存期間別合計	154,863	167,784	58,079	58,349	707	645	—	—		

- (注) 1. 「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。
2. 「3か月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している者に係るエクスポージャーのことで、
3. 上記の業種別の「その他」は、業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。
具体的には現金、有形・無形固定資産、買入金債権等が含まれております。
4. 上記の残存期間別の「期間の定めのないもの」には、流動性預け金、株式、現金、有形・無形固定資産、総合口座貸越等が含まれております。
5. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
6. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。
7. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

●一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

P.15をご参照ください。

経営内容

●業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位:百万円)

業種別	個別貸倒引当金						貸出金償却	
	期首残高		当期増減額		期末残高		平成25年度	平成26年度
	平成25年度	平成26年度	平成25年度	平成26年度	平成25年度	平成26年度		
製造業	289	138	△ 150	34	138	172	—	1
農業、林業	6	6	△ 0	40	6	47	—	—
漁業	11	8	△ 2	△ 6	8	2	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	11	—	△ 11	—	—	—	—	—
建設業	104	73	△ 30	△ 16	73	56	14	—
電気、ガス、熱供給、水道業	158	—	△ 158	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	27	2	△ 24	27	2	30	—	—
卸売業、小売業	397	98	△ 299	△ 15	98	82	0	—
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業	98	7	△ 90	△ 6	7	0	—	—
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—
宿泊業	—	—	—	—	—	—	—	—
飲食業	14	0	△ 13	△ 0	0	0	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	16	6	△ 9	0	6	6	—	—
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	—	—	—	5	—	5	—	—
その他のサービス	85	42	△ 43	△ 24	42	17	—	—
その他の産業	—	—	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	189	169	△ 19	△ 64	169	104	0	0
合計	1,409	554	△ 855	△ 26	554	528	14	1

(注) 1. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

●リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャーの額	
	平成25年度	平成26年度
0%	33,925	29,924
10%	10,145	11,462
20%	94,313	106,256
35%	1,236	1,129
50%	110	65
75%	9,537	10,790
100%	5,540	8,093
150%	52	61
250%	1	1
1,250%	—	—
合計	154,863	167,784

(注) 1. エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。

なお、当組合預金担保充分のエクスポージャーについては、リスク・ウェイト区分0%に計上しております。

2. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー(経過措置による不算入分を除く)、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当事項なし

経営内容

信用リスク削減手法に関する事項

●信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
		平成25年度	平成26年度	平成25年度	平成26年度	平成25年度	平成26年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー		1,666	1,795	5,477	4,909	—	—
①	ソブリン向け	—	—	—	—	—	—
②	金融機関向け	—	—	—	—	—	—
③	法人等向け	487	472	—	—	—	—
④	中小企業等・個人向け	1,095	1,250	2,589	2,310	—	—
⑤	抵当権付住宅ローン	1	2	2,611	2,388	—	—
⑥	不動産取得等事業向け	36	46	130	114	—	—
⑦	信用保証協会付	32	4	—	—	—	—
⑧	3か月以上延滞等	—	0	32	26	—	—
⑨	出資等	—	—	—	—	—	—
	出資等のエクスポージャー	—	—	—	—	—	—
	重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—	—	—
⑩	他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等に該当するもの以外のもに 係るエクスポージャー	—	—	—	—	—	—
⑪	信用協同組合連合会の対象普通出資等であって コア資本に係る調整項目の額に算入されなかつた部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—	—	—
⑫	その他	12	19	112	69	—	—

- (注) 1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。
 2. 上記「保証」には、告示(平成18年金融庁告示第22号)第45条(信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー)、第46条(株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャー)を含みません。
 3. 「⑫その他」とは、①～⑩に区分されないエクスポージャーです。具体的には「名寄せ後1億円超または小口分散基準超の個人(含個人事業主)向けエクスポージャー」が含まれます。

証券化エクスポージャーに関する事項

●オリジネーターの場合(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

該当事項なし

●投資家の場合(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

該当事項なし

出資等エクスポージャーに関する事項

●出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額等

(単位:百万円)

区分	出資等エクスポージャー	うち、その他有価証券で市場価格等の時価のあるもの					
		取得原価	貸借対照表計上額	評価差額	うち益	うち損	
上場株式	平成25年度	55	55	65	10	11	1
	平成26年度	55	55	88	33	33	—
非上場株式等	平成25年度	223	—	—	—	—	—
	平成26年度	290	—	—	—	—	—
合計	平成25年度	279	55	65	10	11	1
	平成26年度	345	55	88	33	33	—

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。
 2. 「売買目的有価証券」は該当ございません。
 3. 「非上場株式等」には、全国信用協同組合連合会への出資金、その他出資金、及びその他の証券(投資事業組合出資金)を含んでおります。

●出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	平成25年度	平成26年度
売却益	1	—
売却損	—	—
償却	—	—

(注) 損益計算書における損益の額を記載しております。

●貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	平成25年度	平成26年度
評価損益	10	33

(注) 「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、その他有価証券の評価損益です。

●貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額(子会社及び関連会社の評価損益)

該当事項なし

国際業務

外国為替取扱高

(単位:千ドル)

区 分		平成25年度	平成26年度
買	易	—	—
	輸 出	—	—
	輸 入	—	—
買 易 外		—	—
合 計		—	—

(注)全国信用協同組合連合会の取次業務として取扱っております。
(直接の取扱いはございません。)

外貨建資産残高

(単位:千ドル)

項 目	平成25年度	平成26年度
外 貨 建 資 産 残 高	—	—

(注)外貨建資産はございません。

その他業務

代理貸付残高の内訳

(単位:百万円)

区 分	平成25年度末	平成26年度末
全国信用協同組合連合会	92	77
株式会社商工組合中央金庫	—	—
株式会社日本政策金融公庫(中小企業事業)	27	21
株式会社日本政策金融公庫(国民生活事業)	21	16
独立行政法人 住宅金融支援機構	5,125	5,852
独立行政法人 勤労者退職金共済機構	—	—
独立行政法人 福祉医療機構	45	41
そ の 他	—	—
合 計	5,312	6,010

財務諸表の適正性及び内部監査の有効性

私は、当組合の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第60期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

平成27年6月22日

石巻商工信用組合

理事長 木村繁



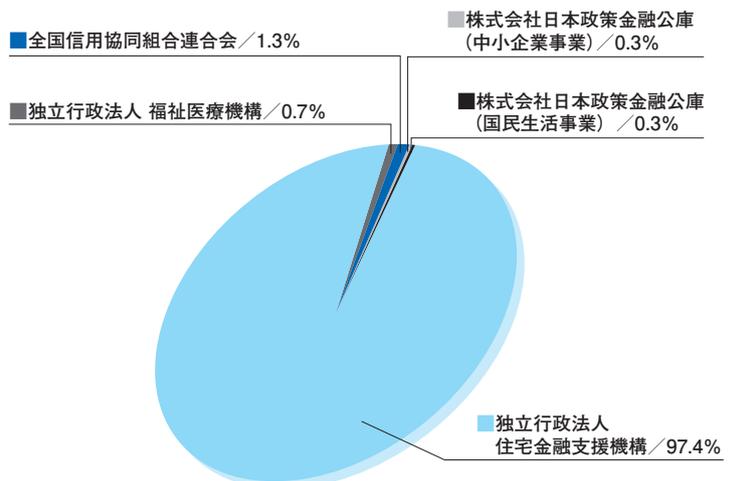
証券業務

国債窓販実績

(単位:百万円)

項 目	平成25年度	平成26年度
国 債	7	—

平成26年度末公庫・機構等別貸出残高構成比



内国為替取扱実績(送金・振込・代金取立)

(単位:百万円)

区 分	平成25年度	平成26年度
	取扱金額	取扱金額
他 の 金 融 機 関 向 け	86,177	84,039
他 の 金 融 機 関 か ら	110,145	104,977
合 計	196,323	189,016

法定監査の状況

当信用組合は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の8第3項に規定する「特定信用組合」に該当しておりますので、「貸借対照表」「損益計算書」「剰余金処分計算書」等につきましては、会計監査人である「新日本有限責任監査法人」の監査を受けております。

その他業務

主な手数料一覧

(平成27年7月1日現在)

種 類			手数料	
振込	当組合 本店宛	自店宛	5万円未満 5万円以上	無料 無料
		他店宛	5万円未満 5万円以上	216 円 432 円
	他 行		電信扱	5万円未満 5万円以上
		文書扱	5万円未満 5万円以上	432 円 648 円
			本店宛	
	送金	他 行	電信扱 普通扱(送金小切手)	864 円 648 円
代金取立		本店宛	自店宛 他店宛	無料 432 円
	他 行	同一交換所における手形	無料	
		その他地域	至急扱 普通扱	864 円 648 円
その他	振込・送金・取立手形の組戻料 不渡手形返却料 取立手形店頭呈示料(648円を超える実費を要する場合その実費)		648 円	
種 類			料 金	
当座預金	小切手帳 1冊(50枚)	組合員 非組合員	1,620 円 2,160 円	
		約束手形帳 1冊(50枚)	組合員 非組合員	1,620 円 2,160 円
	マル専口座取扱手数料(割賦販売通知書1枚につき)		3,240 円	
	マル専手形 (1枚につき)		540 円	
自己宛小切手 (1枚につき)			432 円	
通帳証書等再発行			1,080 円	
カード再発行			1,080 円	
証明書発行手数料	残高証明書	店頭渡し 1通	216 円	
	利息証明書	郵 送 1通	540 円	
	各種資格証明書 1通		1,080 円	
夜 間 金 庫 (年 額)			32,400 円	
全自動貸金庫 (年 額)	サイズ(高さ)	7cm	12,960 円	
		12cm	18,360 円	
当組合ATM手数料(払戻1回につき)		当組合カード	その他	
平日18時まで(土曜14時まで)		無料	108 円	
平日18時以降(土曜14時以降)		無料	216 円	
日曜日・祝日		無料	216 円	
種 類			組合員	非組合員
で ん さい の ネ ッ ト	契約料		無料	無料
	月額基本料金		無料	無料
	発生記録	当組合宛	324 円	756 円
		他行宛	648 円	1,080 円
	譲渡記録	当組合宛	216 円	756 円
		他行宛	432 円	1,080 円
	分割譲渡記録	当組合宛	324 円	756 円
		他行宛	648 円	1,080 円
	決済(でんさいを受取る債権者負担)		108 円	216 円
	保証記録		432 円	1,080 円
	支払等記録		432 円	1,080 円
	変更記録	オンライン	432 円	1,080 円
		書 面	1,080 円	1,620 円
	でんさい組戻料		648 円	1,080 円
	支払不能でんさい返却料		648 円	1,080 円
承諾等		無料	無料	
開示請求	通常開示	無料	無料	
	特例開示	2,700 円	3,240 円	
残高証明書発行		3,780 円	4,320 円	
支払不能情報照会		2,700 円	3,240 円	
上記以外	オンライン	108 円	108 円	
	書 面	1,080 円	1,080 円	

(注) 上記の手数料には消費税を含んでおります。

■ 主要な事業の内容

- A. 預金業務**
 (イ) 預 金
 当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金等を取扱っております。
 (ロ) 譲渡性預金
 譲渡可能な定期預金を取扱っております。
- B. 貸出業務**
 (イ) 貸 付
 手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取扱っております。
 (ロ) 手形の割引
 銀行引受手形、商業手形及び荷付為替手形の割引を取扱っております。
- C. 商品有価証券売買業務**
 取扱っておりません。
- D. 有価証券投資業務**
 預金の支払準備及び資金運用のため国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。
- E. 内国為替業務**
 送金為替、当座振込及び代金取立等を取扱っております。
- F. 外国為替業務**
 全国信用協同組合連合会の取次業務として、外国送金その他外国為替に関する各種業務を行っております。
- G. 社債受託及び登録業務**
 取扱っておりません。
- H. 金融先物取引等の受託等業務**
 取扱っておりません。
- I. 附帯業務**
 (イ) 債務の保証業務
 (ロ) 有価証券の貸付業務
 (ハ) 国債等の募集の取扱業務
 (ニ) 代理業務
 (a) 全国信用協同組合連合会、(株)日本政策金融公庫、(株)商工組合中央金庫等の代理貸付業務
 (b) 独立行政法人勤労者退職金共済機構等の代理店業務
 (c) 日本銀行の歳入復代理店業務
 (ホ) 地方公共団体の公金取扱業務
 (ヘ) 株式払込金の受入代理業務及び株式配当金の支払代理業務
 (ト) 保護預り及び貸金庫業務



地域に貢献する信用組合の経営姿勢

当組合は、地元の中小企業の皆さまや住民の方々方が組合員となって、お互いに助け合い発展していくという相互扶助の理念に基づき運営されている協同組織金融機関です。

中小企業の皆さまや住民の方々一人ひとりの顔が見えるキメ細かな取引を基本としており、常にお客さま・組合員の事業の発展や生活の質の向上に貢献するため、組合員の利益を第一に考えることを活動の基本としております。

融資を通じた地域貢献

平成26年度は、東日本大震災からの復興・再生にかかる設備資金・運転資金やグループ化補助金のつなぎ資金等のニーズに対応し、積極的に取組みしております。又、震災関連公的制度融資や当組合プロパー商品の「東日本大震災復興支援融資」並びに復興公営住宅建設や市街地再開発事業等復興関連事業への支援融資を積極的に取組み、地域の皆さまへ資金を提供し支援しております。

さらに、個人の皆さまには、生活基盤の確立に重要な住宅新築等の資金として「住宅ローン」、「リフォームローン」及び「災害復旧ローン」等、個人ローンを積極的に取組みしており、今後とも地域の経済的発展および生活の安定に寄与してまいります。

取引先への支援状況等

当組合は、お取引先の経営改善支援のため財務内容改善等に対し、コンサルティング機能の発揮により、中小企業支援活動に積極的に取組みしております。

平成25年7月より中小企業診断士と顧問契約を締結し、中小企業支援アドバイザーとして毎月3回無料相談日を設け、中小企業の皆様の様々な課題に対し経営改善支援を行うなど、取引先の中・長期的な事業発展への支援体制を強化し、経営改善支援に取り組んでおります。又、平成26年度は経済産業省の中小企業支援制度「中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業」の構成機関として、お取引先の皆さまが抱える「経営改善」、「経営革新」、「創業支援」、「事業承継」等の様々な課題に応じて、専門家派遣等を積極的に活用し、経営改善支援に取り組んでおります。

文化的・社会的貢献に関する活動

(1) 子どもと家庭の健全育成活動への寄付

当組合は、全国信用協同組合連合会等と連携して、クレジットカード[しんくみピーターパンカード]の取扱いを通じ、お客さまに一切の負担をおかけすることなく、利用代金の一定割合と当組合の助成金を含め、平成13年度より毎年継続して各地区の子供会育成会連合会等に寄付を行い、その活動を支援しております。

平成26年度は、石巻市子ども会育成会、東松島市子ども会育成連合会、石巻管内特別支援学級後援団体連絡協議会、他2団体へ、それぞれ寄付金を贈呈いたしました。

(2) 防犯パトロール活動・こども110番連絡所

地域社会への貢献活動の一環として、所轄の警察署とタイアップし、地域住民が安心して暮らせる町づくりを目指して、平成18年5月より渉外活動を通じた防犯パトロール活動を展開しております。合わせて、地域の子供が危険を感じた時の緊急避難所として、営業店を「こども110番連絡所」としております。

(3) 献血活動

信用組合業界では、社会貢献活動として輸血用血液への献血活動を行っており、平成26年度も業界全体で2,800名余が献血に参加しました。当組合においても、役職員62名が積極的に献血活動に参加しました。

預金者保護(ATMセキュリティ対策等)

当組合は預金者保護として、ATMセキュリティ等について以下の対策を実施しております。

(1) 暗証番号の変更は、当組合のATMでお客さまが簡単にお手続きできます。

「生年月日」「電話番号」「車のナンバー」「自宅の番地」等、類推されやすい暗証番号をお使いの場合には、速やかに変更されることをお勧めしております。

又、暗証番号変更時には「類推されやすい暗証番号」のチェックを実施しております。

(2) 取引限度額等の設定

お客さまのご預金保護のため、ATMでの1日のご利用限度額について「現金支払および振込」各々100万円以内と定めておりますが、お客さまのご希望に応じて、口座ごとに「ATMでの1日の支払限度額および振込限度額」を100万円以内(千円単位)で各々設定することができます。また、「取引可能店舗の制限」の設定も可能ですので、ご希望される場合は、窓口にお申し出下さい。

(3) ATMコーナーの安全対策

ATMの前面に、後方確認のための鏡を設置して、覗き見防止の対策を講じております。

また、「振り込め詐欺」防止対策として、携帯電話を使用しながらATMを操作すると音声や光によって係員に代わり注意を呼びかけます。(矢本支店、大街道支店)

(4) 偽造キャッシュカード等の被害への補償

偽造・盗難カード被害に対して、預金者保護法に基づく補償のほか、法律が規定していない被害に対しても、当組合の補償基準に基づき補償を実施する制度がございますので、万一被害に遭われた場合は、速やかに当組合にお申し出下さい。

(5) 休業日のATM利用時におけるトラブル対応

◆通帳・キャッシュカード等の紛失、盗難等緊急時の場合のご連絡先

047-498-0151にご連絡願います。

◆ATM操作時のトラブル発生等のご連絡方法

ATMコーナー備付けの専用電話をご利用願います。

地域サービスの充実

(1)ATMの利用手数料無料化

当組合発行のカードで当組合のATMをご利用される場合は、土・日曜日、祝日等でも組合員・組合員以外に係わらず全ての方に無料でご利用いただけます。なお、当組合では、提携している全国すべての金融機関(ゆうちょ銀行、イオン銀行含む)のCD・ATMのご利用手数料を、組合員及び組合員家族の皆さまに限り実質無料でご利用(月間3回まで手数料返戻)いただけるサービスの提供をしております。

セブン銀行との提携 ▷▷▷ 日中の手数料は無料

当組合のキャッシュカードで「セブン・イレブン」や「イトーヨーカドー」等に設置のセブン銀行ATMで、「お引出し」「お預入れ」「残高照会」がご利用いただけます。
〔当組合キャッシュカードのセブン銀行での取扱時間帯・手数料無料時間帯〕

曜日	取扱時間帯	手数料無料時間帯
平日	7:00~22:00	8:45~18:00
土曜日	8:00~19:00	9:00~14:00
日曜日・祝日	8:00~19:00	(1件108円)

(2)「しんくみふれあい相談コーナー」の設置

当組合では、営業時間外でも各種ローンのご相談に応じられるよう「しんくみふれあい相談コーナー」を設置しております。

- ・ 取扱店 全店に設置しておりますので、お気軽に各営業店にご連絡下さい。
- ・ 開催日時 月曜日～金曜日(祝日および組合の休業日を除く)午前9時から午後7時
(午後3時以降をご希望の場合は事前にご予約願います。)

(3)窓口営業時間のご案内

当組合では、全店舗午前9時より午後3時まで窓口営業を行っております。

苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

(1)苦情処理措置

ご契約内容や商品に関する苦情等は、お取引のある営業店または総務部にお申し出ください。

【石巻商工信用組合 総務部】 電話番号0225-95-3333
受付日：月曜日～金曜日(祝日および組合の休業日は除く)
受付時間：午前9時～午後5時
なお、苦情等対応手続きについては、店頭ポスター、あるいは当組合ホームページをご覧ください。
ホームページアドレス <http://www.ishinomakisyokou.shinkumi.jp/>

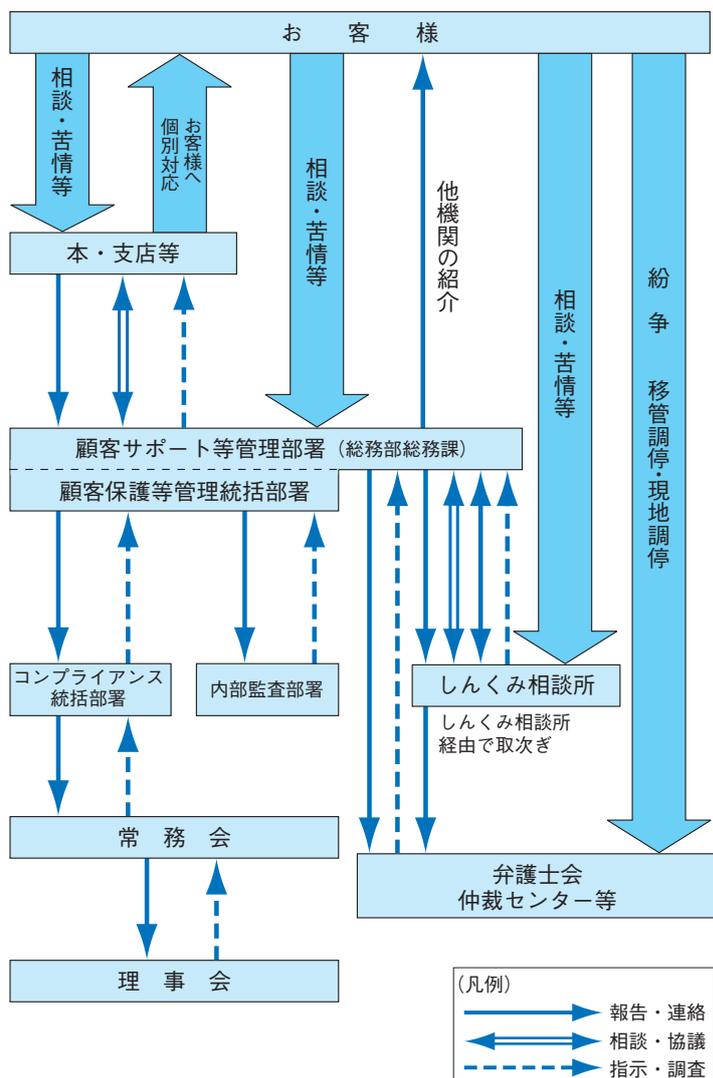
(2)紛争解決措置

東京弁護士会 紛争解決センター(電話：03-3581-0031)
第一東京弁護士会 仲裁センター (電話：03-3595-8588)
第二東京弁護士会 仲裁センター (電話：03-3581-2249)
で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記当組合総務部またはしんくみ相談所にお申し出ください。また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。
仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続きを進める方法もあります。

- ① 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。
 - ② 現地調停：東京の弁護士会の幹旋人と東京以外の弁護士会の幹旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当る。
- ※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。
具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。

【一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所】
受付日：月曜日～金曜日(祝日および協会の休業日は除く)
受付時間：午前9時～午後5時
電話：03-3567-2456

当組合の苦情受付・対応態勢 (平成27年7月1日現在)



中小企業の経営改善及び地域の活性化のための取組状況

中小企業の経営支援に関する取組方針

当組合では、地域金融機関として相互扶助の理念に基づき、地域の円滑な資金の供給や中小企業の皆さまの経営支援など地域密着型金融の推進に取組んでおります。このような中、中小企業の経営課題や経営支援ニーズは複雑化・高度化・専門化しており、私どもはこうした状況を踏まえコンサルティング機能を積極的に発揮し、お客様が抱える経営課題に対して適時・適切な解決策をご提案し事業の経営支援に継続的に取組んでまいります。

中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況

当組合では、平成24年よりお客様の復興を支援する専門部署として「復興支援室」を設置し、各種経営支援に対応すべく、営業店と本部各課が連携して経営課題に対する支援を行っております。又、平成23年には、(独)中小企業基盤整備機構と業務提携し、ネットワークによる連携を通じた取組みを推進し、中小企業支援の態勢を強化しております。平成25年7月には、中小企業診断士と顧問契約を締結し、専門家による経営相談の取組み対応を強化しており、コンサルティング機能を発揮した支援態勢となっております。

又、平成26年度は、経済産業省「地域プラットフォーム(地域の支援機関)」の構成機関として「中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業」を活用した相談支援及び専門家派遣に取組みしております。

中小企業の経営支援に関する取組状況

●創業・新規事業支援融資取組実績

営業店と営業推進課が連携して、創業・新規事業開拓に対する支援の取組みを行いました。

(単位:件数、百万円)

	平成26年度実績	
	件数	金額
創業・新規事業支援融資実績	25	263

●中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業の取組状況

経済産業省の「中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業」を活用して、中小企業診断士等による相談支援並びに専門家派遣による経営支援活動を行いました。

(単位:件数)

相談内容・派遣内訳	平成26年度実績	
	相談件数	専門家派遣件数
経営革新	45	21
事業再生	6	0
事業承継	12	6
その他	18	7
合計	81	34

●中小企業経営力強化支援法に基づく認定支援機関の取組状況

平成24年11月に経済産業省より経営革新等支援機関として第1号認定を受けました。

平成26年度は「ものづくり中小企業・小規模事業試作開発等支援補助金事業」の事業計画策定支援を行いました。又、「地域需要創造型等起業・創業補助金事業」及び「創業・第二創業促進補助金事業」の事業計画策定支援を行いました。

●経営改善支援の取組状況

平成26年度は管理課・審査課・復興支援室が営業店と連携して、経営改善支援を行う先を選定し、モニタリングによる支援や中小企業診断士等の専門家支援により、お客様の経営改善に取組みました。

又、「SKC中小企業再生支援システム」を活用し、企業診断を行い経営改善計画書策定の支援を行いました。

●外部講師活用による職員のスキルアップ

平成26年度は中小企業診断士を講師に「目利き研修」講座を開催し、当組合の営業担当者を派遣し、中小企業支援等のスキルアップを図りました。

地域の活性化に関する取組状況

●地元工務店組合との連携による復興支援

「住まいづくり大相談会」に参加し、住まいづくりに関して様々な情報提供や住宅再建に関する説明、住宅に関する個別相談支援を行いました。

●宮城県東部地方復興事務所・石巻信用金庫との連携セミナーとして「地域食材をテーマとした商品開発・販路開拓研修会」を開催いたしました。

●地方公共団体、経済団体等との連携

平成26年度は商工会議所等主催の「地域政策研究懇談会」・「石巻中心市街地活性化協議会」・「石巻商工会議所理財部会」・「会館建設検討特別委員会」・「石巻市創業支援事業者連絡協議会」・「まちづくり懇話会」・「橋通り・中央二丁目11番街区における主要施設の計画に関する情報共有会」等の意見交換会へ積極的に参加しました。

●物産展等への販売支援

「東京ビジネスサミット2014」及び東京都信用組合協会主催の「しんくみ食のビジネスマッチング展」へ参加し、石巻の中小企業の復興支援として、当地石巻の商品を販売し地元商品をPRしました。

●販路拡大等連携支援の取組

信用組合業界のネットワークを活用し、山形中央信用組合のお取引先様用の景品に、復興支援の一環として石巻地域の地元商品を販売しました。又、地元企業のPRとして、ホームページに震災復興応援サイト【しんくみ「絆いちば」】を開設し、「観光・物産・食事」等の販路拡大のPRを行いました。

金融円滑化に関する当組合の対応方針等

当組合では基本理念に基づき、従来より地域への円滑な資金の供給や、お客様の経営改善あるいは再生に向けた支援など、地域密着型金融の推進に積極的に取り組んでまいりましたが、現状の経済金融情勢や雇用環境等により、お客様がお借入の返済が困難となった場合には、当組合の本店、各営業店でより適切にお客様からのご相談に対応するため、「金融円滑化推進についての当組合の方針」を定め、金融円滑化の推進に向けた取組みを一層強化してまいります。

● 中小企業者の既往の債務に係る貸付条件の変更等申込み・相談に対する対応について

当組合に対して事業資金の貸付けに係る債務を有する中小企業者のお客様が、業績不振による倒産・廃業、受注減少や売上減少による減収など、不安定な経済情勢の影響（状況）等により返済が困難となった場合（東日本大震災関連含む）には、当組合の本店、各営業店の「金融相談窓口」等において、貸付条件の変更等のお申込み・ご相談に応じます。

● 既往の住宅ローン取引に係る貸付条件の変更等の申込み・相談に対する対応について

当組合に対して住宅資金の貸付けに係る債務を有する住宅資金借入者のお客様が、勤務先の倒産による解雇、リストラによる転職・退職・出向による減収、業績悪化などによる給与・ボーナスの減収、超過勤務減少による減収など、勤務先等の事情により返済が困難となった場合（東日本大震災関連含む）には、当組合の本店、各営業店の「金融相談窓口」等において、貸付条件の変更等のお申込み・ご相談に応じます。

● 貸付条件の変更等の申込み・相談に対する対応状況を把握等するための態勢整備について

- (1) 当組合は、お客様からの貸付条件の変更等に関するお申込み・ご相談に対し、お客様の実態を十分に踏まえ、迅速な検討・回答に努めるため、融資部に貸付条件の変更等に係る情報を集約し、貸付条件の変更等の適否を審査するとともに、その内容を記録、保存等いたします。
- (2) 融資部において、お客様からの貸付条件の変更等のお申込み・ご相談に対する対応状況を把握等します。
また、関係各部署において、貸付条件の変更等の申込み・相談に係る情報の共有化に努めてまいります。
- (3) 融資部において、貸付条件の変更等をしたお客様の進捗状況や貸付条件の変更等を行った後、経営改善努力を行っているお客様に対して、継続的なモニタリングや経営相談・経営指導及び経営改善支援に努めてまいります。
- (4) 上記(1)～(3)の態勢整備の進捗状況・問題点について、お客様の利害が著しく阻害されるおそれがある事案等については、速やかに理事会に報告し、問題の解決、再発防止に努めてまいります。

● 他金融機関等との緊密な連携関係の構築について

当組合は、他の金融機関から借入を行っているお客様から貸付条件の変更等について、お申込み・ご相談があった場合には、お客様のご要望に基づき、情報共有の同意をいただいた上で守秘義務に留意しつつ、該当する他金融機関、政府関係金融機関（㈱日本政策金融公庫、㈱商工組合中央金庫）、信用保証協会、(独)住宅金融支援機構、(株)地域経済活性化支援機構、事業再生ADR、中小企業再生支援協議会等間で相互に貸付条件の変更等に係る情報の確認を行うなど、緊密な連携関係に努めてまいります。

● お客様への説明態勢の充実について

当組合は、お客様からの貸付条件の変更等に関するお申込み・ご相談に対し、迅速かつ誠実な対応に努めるとともに、その対応に際しては、お客様とのこれまでの取引関係やお客様の理解、経験、資産の状況等に応じた適切かつ丁寧な説明に努めてまいります。
また、お客様のライフサイクルにあわせた各種金融サービス情報の提供に努めてまいります。

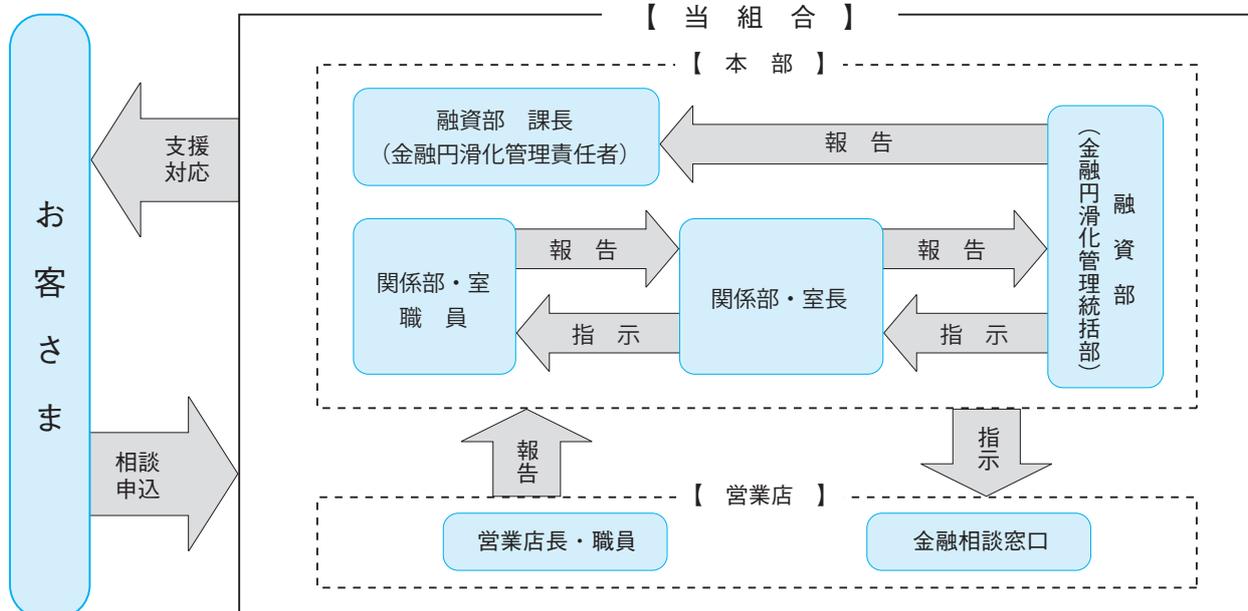
● 中小企業金融円滑化法期限到来後の貸付条件の変更等の申込み・相談に対する対応について

当組合では、中小企業金融円滑化法の期限到来後においても、お客様からの貸付条件の変更等に関するお申込み・ご相談に対し、これまでと同様に積極的かつ柔軟に対応するなど全役職員をあげて、中小企業等の金融の円滑化に向けた取組みを強化してまいります。

● 経営者保証に関するガイドラインへの対応について

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨を踏まえ、本ガイドラインを尊重・遵守し、お客様との保証契約の締結・見直しをする場合、お客様が本ガイドラインに則した保証債務の整理を申し立てられた場合等について、適切な対応に努めてまいります。

金融円滑化に関する当組合の相談受付等の体制



地域密着型金融の推進として、提案・相談・コンサルティング活動を展開しております。

- 主な支援内容**
- ①新事業展開（経営革新、地域資源活用、農商工等連携、新連携）
 - ②創業、事業再生及び再チャレンジ
 - ③事業承継
 - ④ものづくりの高度化
 - ⑤新たな経営手法への取組み（ITを活用した経営力強化、知的資産経営）

①新事業展開支援

●経営革新

中小企業の「新商品開発」「新サービスの開発」「新しい販売方法の導入」など新事業活動を支援致します。新事業活動を推進することで「売上」と「利益」の向上が図れるよう、中小企業診断士などのコンサルタントがアドバイスを致します。また「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」の経営革新計画の認定を支援し、低利融資や保証協会枠の拡大など国の支援策活用をサポート致します。

●地域資源活用

地域の特徴的な素材や技術（地域資源）の活用によって、中小企業の新商品開発や販路開拓、ブランド力構築等を支援致します。また、「中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律」の認定等により、低利融資や補助金、保証協会枠の拡大など国の支援策活用をサポート致します。

●農商工等連携

農林漁業者との連携（農商工等連携）によって、中小企業の新商品開発や販路開拓、ブランド力構築等を支援致します。また、「中小企業と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律」の認定等により、低利融資や補助金、保証協会枠の拡大などの国の支援策活用をサポート致します。

②創業、事業再生及び再チャレンジ支援

●創業支援

創業を目指す方には、創業計画策定をアドバイス致します。また、当該業界の情報や国の支援策などの有益な情報を提供致します。

●事業再生支援

独自の強みを持ちながら不振に陥った中小企業、急激な環境変化に対応できなくなった中小企業経営者の事業再生を支援致します。また、必要に応じて中小企業再生支援協議会との連携により事業の再生を支援致します。

③事業承継支援

親族内及び親族外への事業承継時に生じる様々な課題に悩む中小企業経営者や後継者等を支援致します。必要に応じて事業承継における専門家等のネットワークを有する中小企業基盤整備機構の事業承継コーディネーターと連携しながら、事業承継円滑化を支援致します。

④ものづくりの高度化支援

中小企業独自の技術や広報などを活かした「ものづくりの高度化」を支援し、事業化をサポート致します。

⑤新たな経営手法への取組支援

●ITを活用した経営力強化

中小企業が、ITを活用（インターネットを通じた電子情報や財務会計ソフトウェア等の活用）による財務会計の整備や管理会計の導入等により、自らの経営課題の把握や経営計画の策定、目標達成状況のモニタリングを可能とする仕組み等の構築を支援致します。

●見えない資産の把握・活用（知的資産経営）

中小企業が有する技術や創造力、人脈や信頼等の無形の資産（知的資産）を文書化（「見える化」）する取組みを支援し、取引先や金融機関、従業員等のステークホルダーに対するコミュニケーション能力を向上させ、信用力・経営力の強化を支援致します。

※①～⑤以外の相談につきましても、お気軽にご相談ください。

東日本大震災からの復興・再生への対応

当組合では、被災された事業者および個人のお客様に対し、適切な金融仲介機能を提供し地域の復興・再生および地域経済の活性化に向け、ご融資、相談業務、コンサルティング等について、下記の取扱いを行っておりますので、お気軽に各営業店にご相談ください。

ご融資に関する各種相談等

事業復興資金・事業再生資金の申込、返済中の借入金に関する返済猶予・返済金額の変更、その他お借入に関する各種ご相談

災害対応の主な融資商品

事業性のご融資…「東日本大震災復興支援融資」「みやぎ中小企業復興特別資金(県)」「セーフティネット資金」等
個人向けご融資…「災害復旧ローン」「住宅ローン」「リフォームローン(住まいるワイド)」等

各種経営・復興相談業務

当組合では震災関連相談窓口を開設し、お客様からの各種相談受付をしております。又、それに加え、以下のネットワークを活用し、より専門的な復興・再生に向けたお手伝いを行っておりますので、お気軽にご相談ください。

● 経済産業省中小企業支援事業による相談支援

当組合では、平成26年度経済産業省「中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業」の構成機関として、各種相談内容に応じて、中小企業診断士等による専門家が個別相談を実施、より具体的な復興・再生の支援を行っております。

● (独) 中小企業基盤整備機構との連携によるサポート支援

(独) 中小企業基盤整備機構との業務連携による中小企業支援施策を活用した支援ネットワークを構築しており、被災地での事業再開を目指す中小企業の皆様との連携相談支援を行っております。

● 東北工業大学との産学連携によるものづくり支援

東北工業大学との業務提携により、被災された中小企業の皆様の「新技術開発」・「ものづくりの高度化」等の相談に応じて、同大学と地域の産業活性化として、連携した研究開発支援を行っております。又、「復興大学」を活用した専門家による支援も行っております。

● 中小企業診断士による無料経営相談会

当組合では、平成25年7月より中小企業診断士と顧問契約を締結し、毎月3回無料経営相談会を開催し、中小企業の皆さまの復興支援等の様々な経営相談を行っております。

● SKC中小企業再生支援システムの活用支援(中小企業財務診断支援)

本システムの「企業診断書」等の財務分析資料を基に、現状分析診断を行い、被災された中小企業の皆様の今後の復興経営計画書等作成の支援を行っております。

早期再生に向けた支援策(二重ローン問題の解消)

当組合では以下の施策を、被災されたお客様への重要な支援策と位置づけ適正な運用に努めます。

● 中小企業再生支援協議会の活用

県内中小企業からの再生支援に関する相談に応じ、中小企業者の皆様の抱える経営課題の解消に向け、経営改善に関するアドバイスを行っております。また、相談企業の中から支援対象企業を選定し、再生支援チームを編成のうえ、中小企業者の皆様が主体的に行う経営改善計画書の策定及び実行を支援致します。

● 産業復興機構の活用

東日本大震災により被災された県内事業者の皆様の、早期の事業再生を支援するため、二重債務問題に対応する機関として、中小企業基盤整備機構、県、県内地域金融機関等が共同出資し、被災されたお客様の債務を金融機関から買取ることにより、事業者の皆様の財務内容の改善を図り、新たな資金を調達できるよう支援致します。

● (株)東日本大震災事業者再生支援機構の活用

東日本大震災による被害により、過大な債務を負われている事業者の皆様であって、被災地域で事業の再生を図ろうとされる被災されたお客様に対して、金融機関が有する債権の買取を通じて、債務の負担を軽減しつつ、その再生を支援することを目的として国が設立した株式会社です。

● 個人版私的整理ガイドラインに基づく債務整理に係る対応

東日本大震災の影響によって、住宅ローンを利用されている個人のお客様が、今後、既往債務を抱えたままでは、再スタートに向けて困難に直面する等の問題、いわゆる「二重債務問題」について、個人版私的整理ガイドラインにより、金融機関等が、お客様に対して、破産手続等の法的倒産手続によらず、私的な整理により債務免除を行うことによって、お客様の自助努力による生活や事業の再建を支援致します。

● (株)地域経済活性化支援機構の活用

有能な経営資源を有しながらも過大な債務を負っている中堅事業者の皆様、中小企業者の皆様、その他の事業者の皆様の事業の再生を支援する目的として、国の認可法人として設立された株式会社です。

店名	住所	電話	ATM
※1 本部	〒986-0868 宮城県石巻市恵み野三丁目1-1	0225-95-3333	
※2 本店	〒986-0815 宮城県石巻市中里一丁目3-5(中里支店内)	0225-95-3331	
中里支店	〒986-0815 宮城県石巻市中里一丁目3-5	0225-96-2075	1台
※2 湊支店	〒986-2111 宮城県石巻市三和町5-1(渡波支店内)	0225-96-8311	
※1 蛇田支店	〒986-0868 宮城県石巻市恵み野三丁目1-1	0225-93-8081	3台
大街道支店	〒986-0859 宮城県石巻市大街道西二丁目1-2	0225-95-9511	1台
渡波支店	〒986-2111 宮城県石巻市三和町5-1	0225-25-0855	1台
飯野川支店	〒986-0101 宮城県石巻市相野谷字飯野川町110	0225-62-2311	1台
前谷地支店	〒987-1101 宮城県石巻市前谷地字上棲屋5-1	0225-72-3079	1台
松島支店	〒981-0215 宮城県宮城郡松島町高城字町58-3	022-354-3426	1台
矢本支店	〒981-0503 宮城県東松島市矢本字北浦35-1	0225-82-6866	1台
豊里支店	〒987-0361 宮城県登米市豊里町新田町46	0225-76-3024	1台
登米支店	〒987-0702 宮城県登米市登米町寺池中町14-1	0220-52-3252	1台

※1. 本部・蛇田支店は、平成27年7月6日新築移転致しました。
 ※2. 震災により、本店は中里支店内、湊支店は渡波支店内にて営業しております。

《宮城県》
 石巻市 (全域)
 東松島市 (全域)
 牡鹿郡 女川町
 宮城郡 松島町
 黒川郡 大郷町
 大崎市 (全域)
 遠田郡 涌谷町・美里町
 登米市 (全域)
 本吉郡 南三陸町
 気仙沼市 本吉町

索引 各開示項目は、下記のページに記載しております。
 なお、*印は「協金法第6条で準用する銀行法第21条」「金融再生法」に基づく開示項目、**印は「監督指針の要請」に基づく開示項目、無印は任意開示項目です。

■ ごあいさつ	2	31. 経費の内訳	9	60. リスク管理債権及び同債権に対する保全額	* 16
【概況・組織】		32. 総資産経常利益率	* 11	(1) 破綻先債権	
1. 事業方針	2	33. 総資産当期純利益率	* 11	(2) 延滞債権	
2. 事業の組織	2	【預金に関する指標】		(3) 3か月以上延滞債権	
3. 役員一覧(理事及び監事の氏名・役職名)	* 2	34. 預金種目別平均残高	* 14	(4) 貸出条件緩和債権	
4. 会計監査人の氏名又は名称	* 2	35. 預金者別預金残高	14	61. 金融再生法開示債権及び同債権に対する保全額	* 15
5. 店舗一覧(事務所の名称・所在地)	* 32	36. 財形貯蓄残高	14	62. 自己資本充実の状況(自己資本比率明細)	* 10
6. 自動機器設置状況	32	37. 常勤従業員1人当り預金残高	13	63. 有価証券・金銭の信託等の評価	* 12.13
7. 地区一覧	32	38. 1店舗当り預金残高	13	64. 外貨建資産残高	24
8. 組合員数	2	39. 定期預金種類別残高	* 14	65. オフバランス取引の状況	11
【主要事業内容】		【貸出金等に関する指標】		66. 先物取引の時価情報	11
9. 主要な事業の内容	* 25	40. 貸出金種類別平均残高	* 14	67. オプション取引の時価情報	取扱いなし
10. 信用組合の代理業者	* 取扱いなし	41. 担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額	* 14	68. 貸倒引当金(期末残高・期中増減額)	* 15
【業務に関する事項】		42. 貸出金利区分別残高	* 15	69. 貸出金償却の額	* 15
11. 事業の概況	* 2	43. 貸出金(用途別)残高	* 15	70. 財務諸表の適正性及び内部監査の有効性について	** 24
12. 経常収益	* 11	44. 貸出金業種別残高・構成比	* 15	71. 会計監査人による監査	* 24
13. 業務純益	9	45. 預貸率(期末・期中平均)	* 13	【その他の業務】	
14. 経常利益(損失)	* 11	46. 消費者ローン・住宅ローン残高	15	72. 国内為替取扱実績	24
15. 当期純利益(損失)	* 11	47. 代理貸付残高の内訳	24	73. 外国為替取扱実績	24
16. 出資総額・出資総口数	* 11	48. 常勤従業員1人当り貸出金残高	13	74. 国債密販実績	24
17. 純資産額	* 11	49. 1店舗当り貸出金残高	13	75. 主な手数料一覧	25
18. 総資産額	* 11	【有価証券に関する指標】		【その他】	
19. 預金積金残高	* 11	50. 商品有価証券の種類別平均残高	* 取扱いなし	76. 沿革・歩み	2
20. 貸出金残高	* 11	51. 有価証券の種類別平均残高	* 14	77. 継続企業の前提の重要な疑義	* 該当なし
21. 有価証券残高	* 11	52. 有価証券種類別残存期間別残高	* 14	78. 総代会について	** 3.4
22. 単体自己資本比率	* 11	53. 預証率(期末・期中平均)	* 13	79. 総代地区懇談会について	3
23. 出資配当金	* 11	【経営管理体制に関する事項】		80. 報酬体系について	** 16
24. 職員数	* 11	54. 法令等遵守体制	* 16	【地域貢献に関する事項】	
【主要業務に関する指標】		55. 反社会的勢力に対する基本方針	16	81. 地域貢献	** 26.27
25. 業務粗利益及び業務粗利益率	* 9	56. リスク管理体制	* 17.18.19	82. 中小企業の経営改善及び地域の活性化のための取組状況	* 28
26. 資金運用収支・役員取引等収支及びその他業務収支	* 9	資料編	20.21.22.23	83. 金融円滑化に関する当組合の対応方針等	29
27. 資金運用助定・資金調達助定の平均残高・利息・利回り・資金利鞘	* 11	57. 顧客保護等管理態勢	18	84. 当組合のコンサルティング機能発揮による中小企業支援活動の展開	30
28. 受取利息・支払利息の増減	* 9	58. 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	* 27	85. 東日本大震災からの復興・再生への対応	31
29. 役員取引の状況	9	【財産の状況】			
30. その他業務収益の内訳	13	59. 貸借対照表・損益計算書・剰余金処分(損失金処理)計算書	* 5.6.7.8.9		



石巻商工信用組合 本部

〒986-0868 宮城県石巻市恵み野三丁目1番地1
 TEL:0225-95-3333 FAX:0225-95-3814